資料１

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和元年１０月２３日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

＜ 目 次 ＞

Ⅰ．税関を取り巻く環境

◆ 税関の3つの使命 …… 3

◆ 主な指標の推移 …… 4

Ⅱ．税関行政

（安全・安心な社会の実現）

◆ 今後の主要な国際イベント等について …… 8

◆ G20大阪サミット等の開催に伴う水際対策の強化 …… 9

◆「密輸防止に関する覚書」の締結 …… 10

◆ SP貨物及び国際郵便物の取締り …… 11

◆ 不正薬物の摘発状況 …… 12

◆ 金密輸入取締りに対する取組 …… 13

◆ 知的財産侵害物品取締りの取組 …… 14

（貿易円滑化の推進）

◆ 輸入通関手続の所要時間 …… 15

◆ 認定事業者（AEO）制度 …… 16

◆ 輸出入申告官署の自由化について …… 17

◆ 経済連携協定（EPA）利用促進に向けた取組 …… 18

（適正かつ公平な関税等の賦課徴収）

◆ 税関における収納額の推移 …… 19

◆ 軽減税率制度への対応 …… 20

（税関業務の高度化・効率化に向けた環境整備）

◆ 税関業務の高度化・効率化の取組 …… 21

◆ 先端技術を活用した一層の高度化・効率化 …… 24

◆ 令和2年度税関定員・予算概算要求の概要 …… 25

Ⅲ．国際関係

◆ 日本の貿易総額に占める国・地域別割合 …… 27

◆ 成長戦略フォローアップ …… 28

◆ 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定 …… 29

◆ 日米共同声明 …… 30

◆ 東アジア地域包括的経済連携（RCEP） …… 31

◆ 米中間の貿易協議の動向 …… 32

◆ WTO改革の現状 …… 35

◆ デジタル経済の国際的なルール作りに係る「大阪トラック」 …… 36

◆ WTOにおける電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムの議論 …… 37

◆ 英国のEU離脱　今後のシナリオ …… 38

◆ 関税技術協力の主な実施形態 …… 40

◆ NACCSの海外展開 …… 42

◆ WCO（世界税関機構） …… 44

Ⅰ．税関を取り巻く環境

税関の3つの使命

主な指標の推移（関税・税関関係）

	平成元年	平成30年	対比
貿易額	67兆円	164兆円	約2．4倍
輸出入申告件数	1，172万件	5，968万件	約5．1倍
収納額	2．5兆円	9．1兆円	約3．6倍
訪日外国人旅行者	284万人	3，119万人	約11倍
発効済EPA	―	17本	―

（出所）財務省「貿易統計」、日本政府観光局「訪日外客数」

日本の貿易額の推移

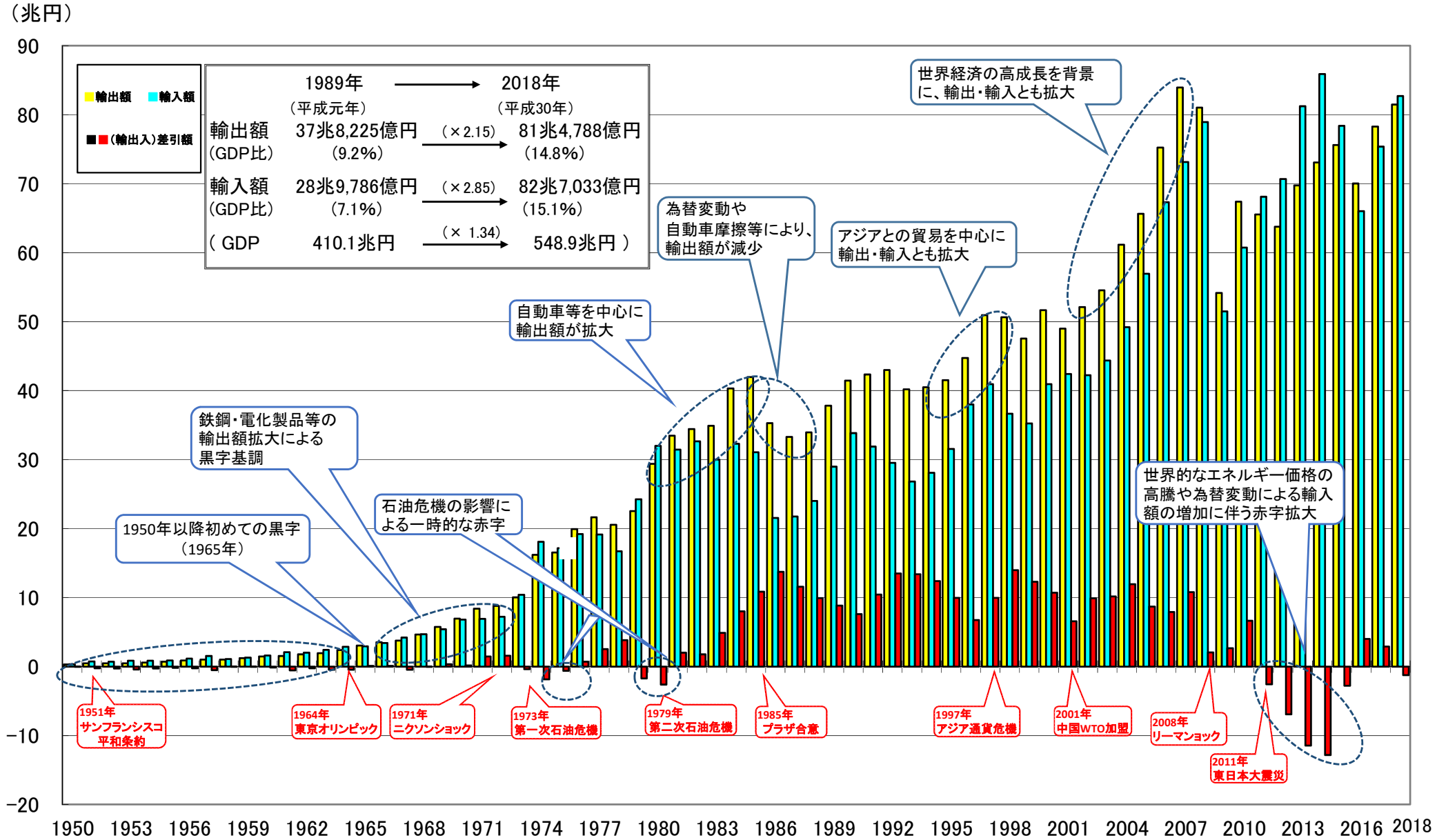

（出典）財務省貿易統計（輸出入額）、内閣府（名目GDP）

税関における主要業務量の推移

【平成元年と平成30年を比較】
■ 輸入申告件数：487万件 ⇒ 3,974万件(8.2倍)　■ 輸出申告件数：685万件 ⇒ 1,994万件(2.9倍)
■ 入国者数：1,268万人 ⇒ 4,920万人(3.9倍)　■ 航空機入港機数：7.7万機 ⇒ 28.9万機(3.8倍)

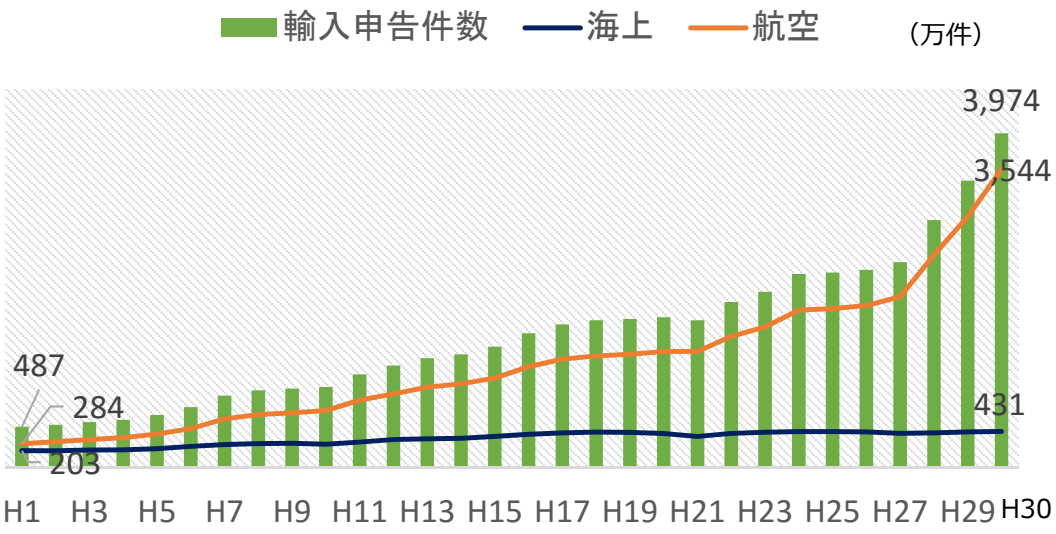

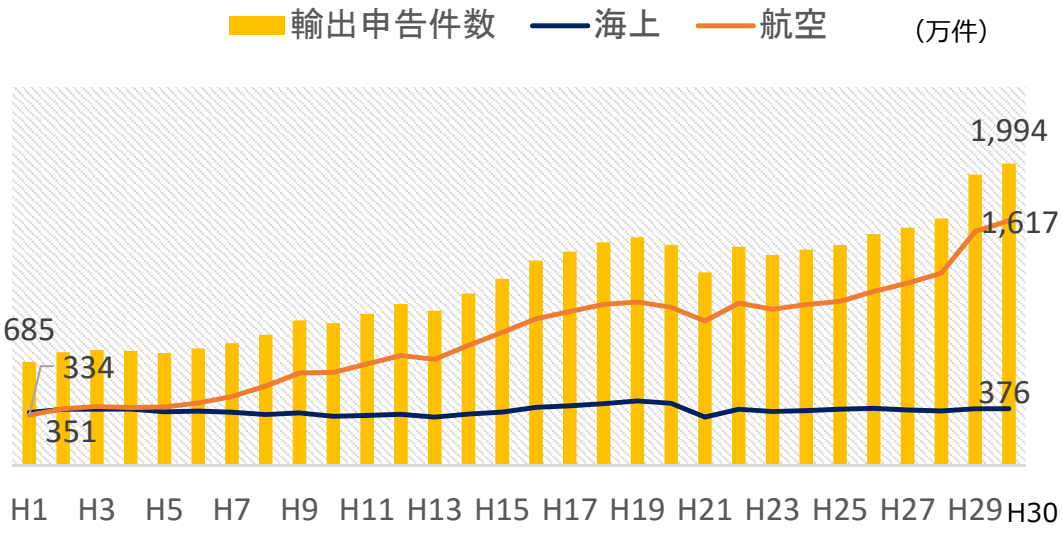

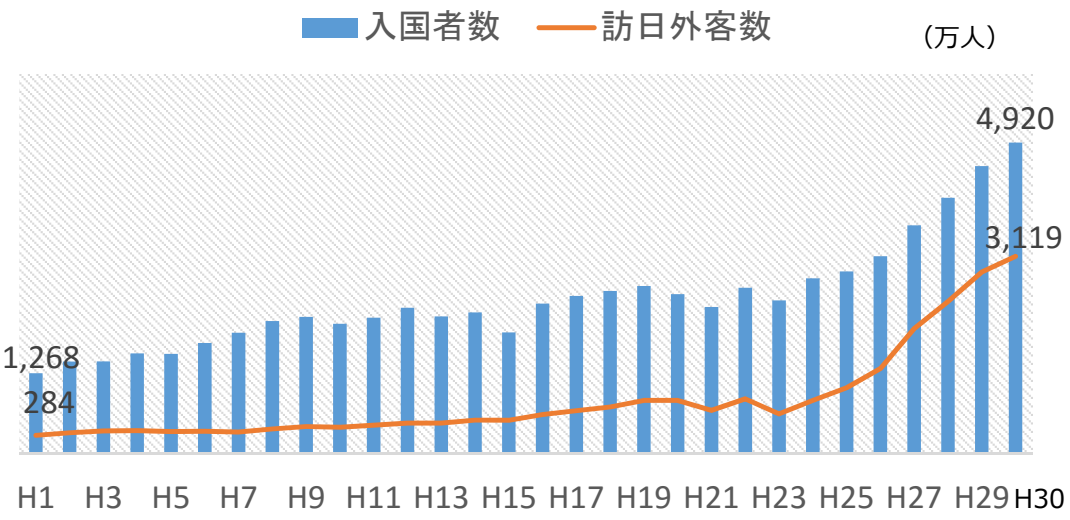

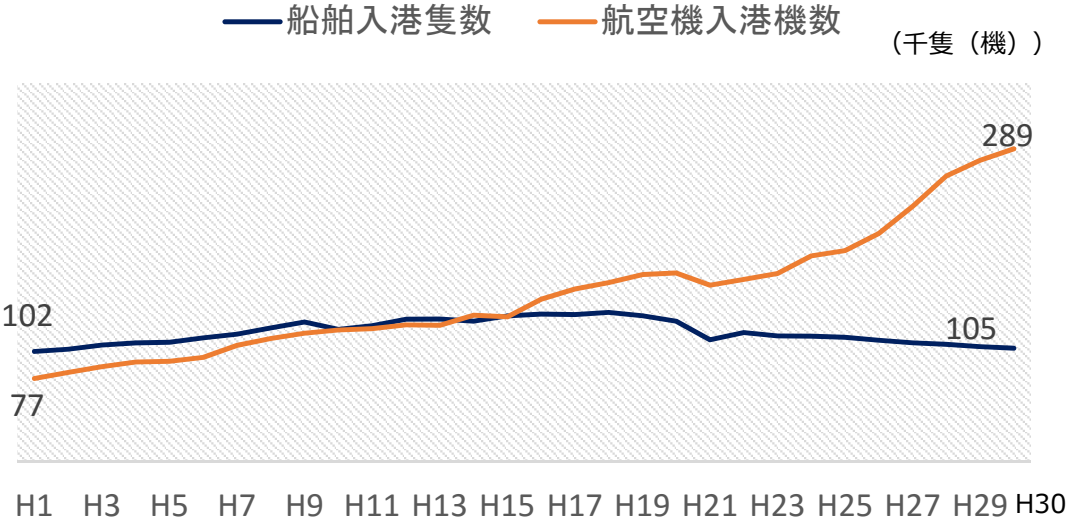

※入国者数：法務統計（正規入国者数）、訪日外客数：日本政府観光局

Ⅱ．税関行政

今後の主要な国際イベント等について

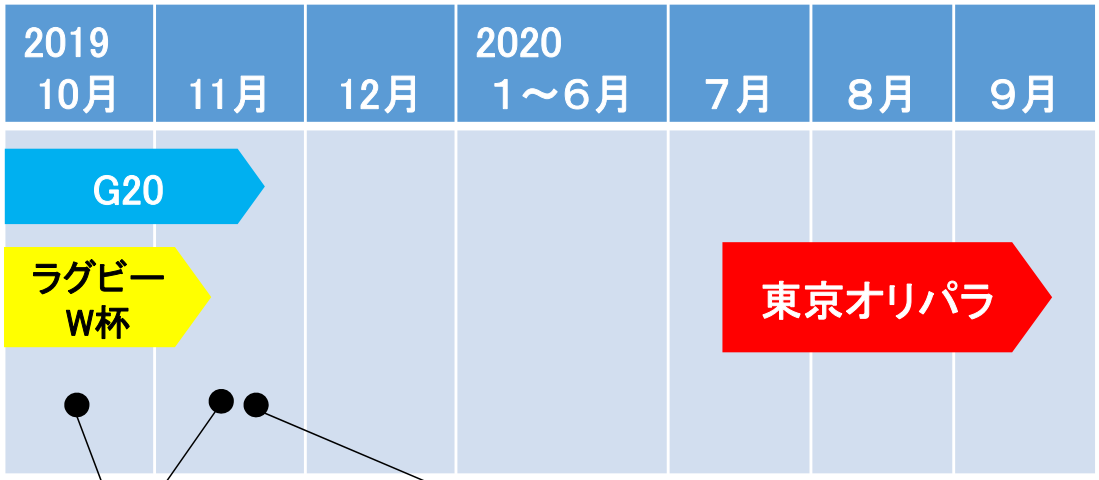

即位礼正殿の儀（そくいれいせいでんぎ）
（10/22）
大嘗宮の儀（だいじょうきゅうぎ）
（11/14-15）

ローマ法王来日
（11/23-26）

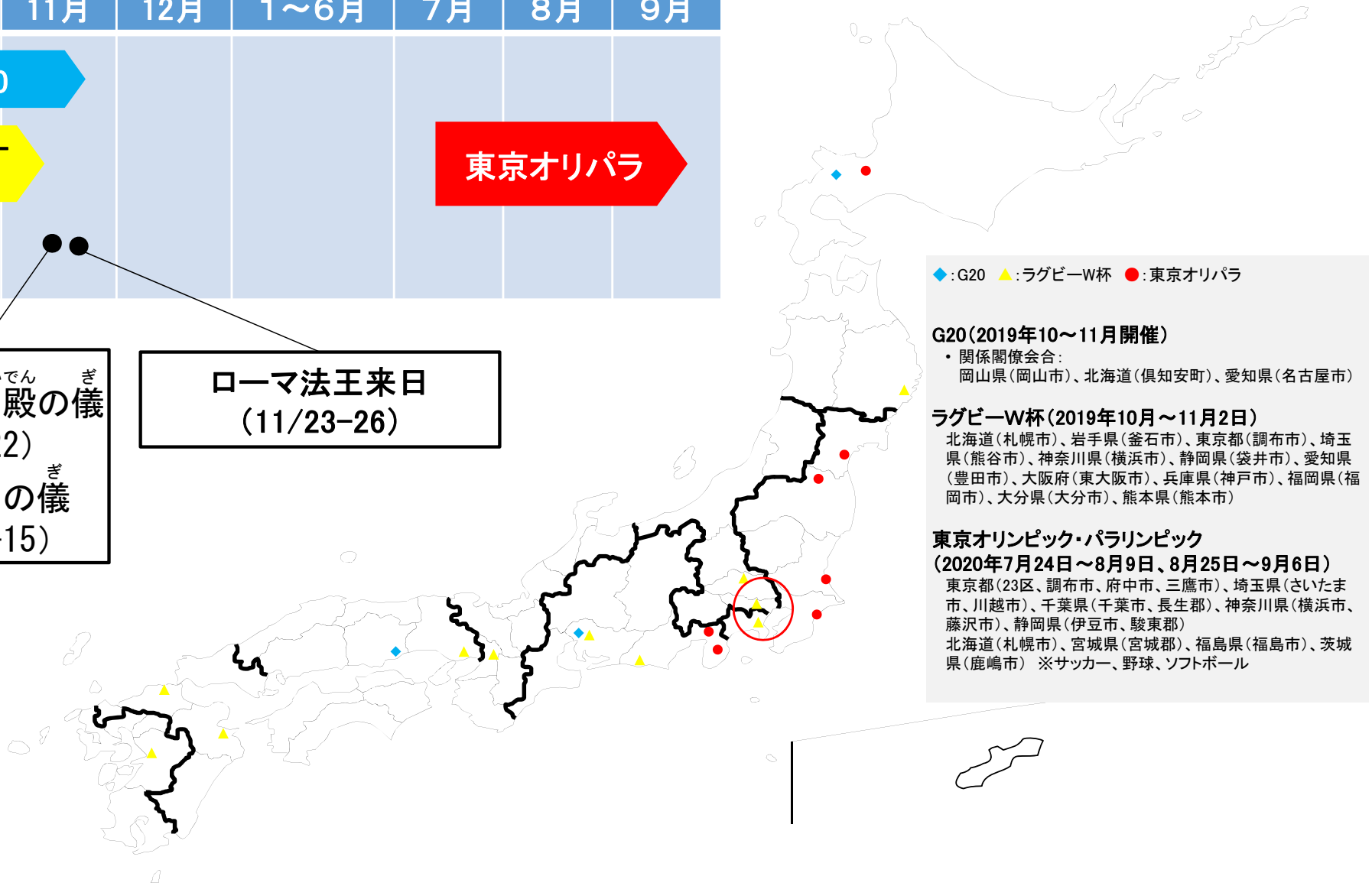

◆：G20　▲：ラグビーW杯　●：東京オリパラ

G20（2019年10～11月開催）
- 関係閣僚会合：
  岡山県（岡山市）、北海道（倶知安町）、愛知県（名古屋市）

ラグビーW杯（2019年10月～11月2日）
北海道（札幌市）、岩手県（釜石市）、東京都（調布市）、埼玉県（熊谷市）、神奈川県（横浜市）、静岡県（袋井市）、愛知県（豊田市）、大阪府（東大阪市）、兵庫県（神戸市）、福岡県（福岡市）、大分県（大分市）、熊本県（熊本市）

東京オリンピック・パラリンピック（2020年7月24日～8月9日、8月25日～9月6日）
東京都（23区、調布市、府中市、三鷹市）、埼玉県（さいたま市、川越市）、千葉県（千葉市、長生郡）、神奈川県（横浜市、藤沢市）、静岡県（伊豆市、駿東郡）
北海道（札幌市）、宮城県（宮城郡）、福島県（福島市）、茨城県（鹿嶋市）　※サッカー、野球、ソフトボール

G20大阪サミット等の開催に伴う水際対策の強化

1. 水際取締りの強化

- 大阪市咲洲地区及び関西国際空港に**集中的に人員・検査機器を投入**
- 旅客の携帯品、海上・航空貨物、国際郵便物等の**審査・検査の強化**
- 「密輸防止に関する覚書」の締結団体拡充等による**官民一体となった対策の促進**
- テロ対策合同訓練等による**関係機関との連携強化**

＜ 主な取締・検査機器 ＞

爆発物探知犬

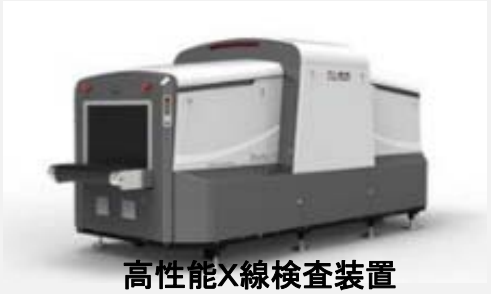
高性能X線検査装置

不正薬物・爆発物探知装置

大阪咲洲地区における合同訓練の模様
（税関と関係機関合同での船内検査）

2. 海外税関当局等との連携強化

- 世界税関機構（WCO）と協力し、本年５月28日～30日に京都においてアジア大洋州地域セキュリティカンファレンスを開催。
- 各国税関の長やテロ対策に関係する国際機関（国際連合、インターポール）等とテロ対策について集中的に議論。
- 目前に迫ったG20大阪サミットに向けたテロ対策の取組みを説明し、外国税関等との間で、テロ関連情報の交換など国際的な協力関係を一層強化。

「密輸防止に関する覚書」の締結

- 平成４年以降、貿易関係団体との協力関係を強化すべく、**「密輸防止に関する覚書」を不正薬物の取締りの観点から締結**。
- G20大阪サミット等をはじめ、大型の国際行事が相次いで開催されることを見据え、平成31年１月、これらの団体との間で、**覚書の対象にテロ防止等の観点を追加**するなど、**覚書を拡充し、連携を強化。**
- 新たな業界団体にも協力を呼びかけ、**宿泊業界等の新たな団体と覚書を締結**するとともに、既存の団体を含め、テロ防止等に関する協力関係の強化に向けた意見交換を同年４月に実施。

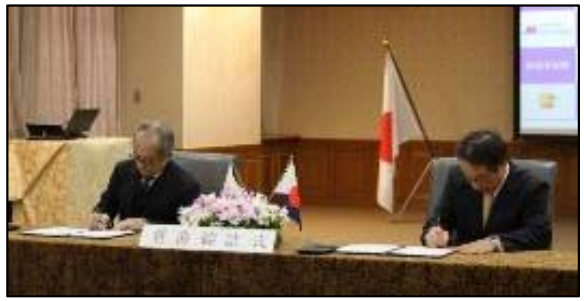

- こういった取組みにより、幅広い業界団体との間で、不正薬物のみならず、テロ防止の観点から、以下の協力関係を更に強化。
  - ①　**不審情報の税関への提供**
  - ②　関連施設等が密輸に利用されないような**防止措置の充実**
  - ③　税関側が業界に対し行う密輸問題に関する**啓蒙活動の支援**

◆　既存団体（6団体）
　航空貨物運送協会、日本通関業連合会、日本船主協会、定期航空協会、外国船舶協会、大日本水産会の6団体。

◆　新規締結団体（4団体）
　全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、全日本シティホテル 連盟、日本旅館協会、日本外航客船協会の4団体。

SP貨物及び国際郵便物の取締り

- 電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の小口化が進展し、SP貨物が急増している状況。
- 税関職員の数が限られている中、不正薬物の密輸防止に加え、テロ対策の観点からも、SP貨物及び国際郵便物の取締りの強化が必要。
  - ✓ 大量の小口貨物に対する取締りを効果的・効率的に実施するため、事前情報の活用を継続。
  - ✓ 限られたマンパワーを有効に活用するため、先端技術の活用を含め通関事務の更なる効率化等を推進。

（参考）SP貨物：輸出者（荷送人）の戸口から輸入者（荷受人）の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

SP貨物に係る輸入の許可・承認件数の推移

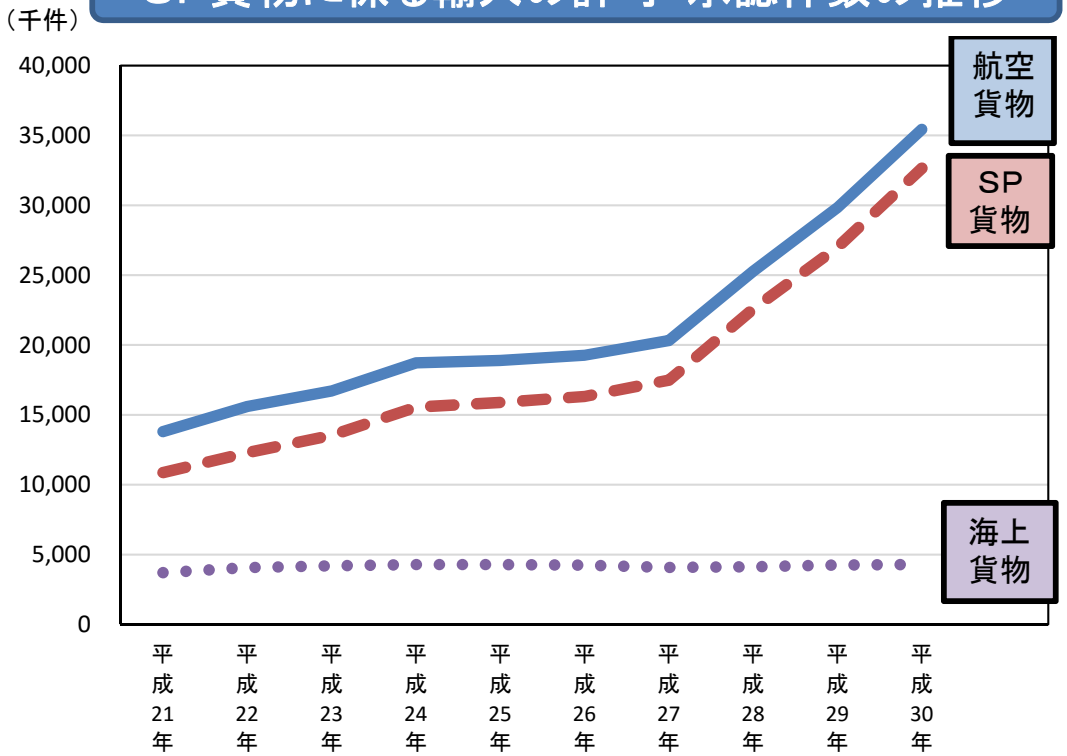

平成30年における不正薬物の摘発状況

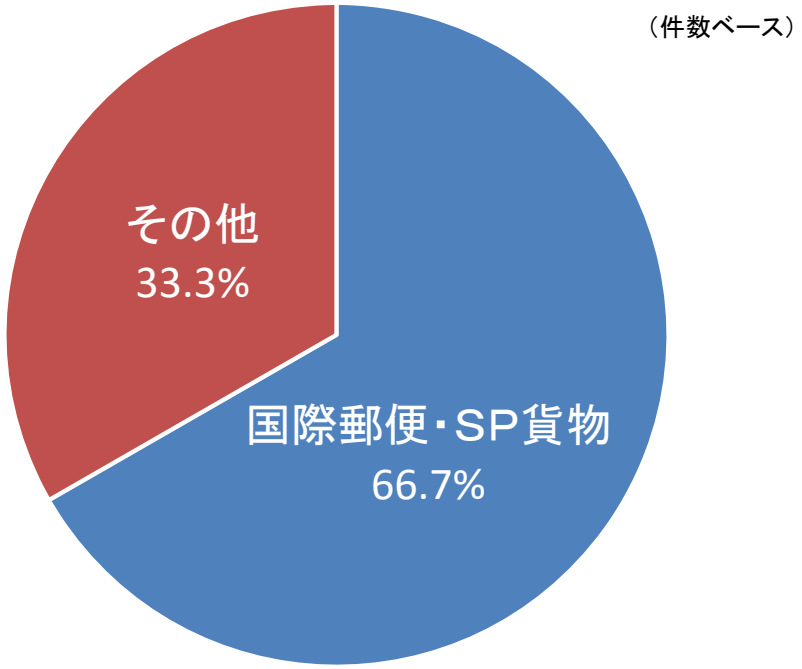

不正薬物の摘発状況

- 本年１～６月における不正薬物の摘発件数は５７１件、押収量は１，５８１kg。

  特に、覚醒剤については、摘発件数２０７件、押収量約１，４６０kgと、摘発件数及び押収量ともに、すでに昨年１年間を上回っており、極めて深刻な状況。（上記数値はいずれも速報値）

  （参考１）押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約4,867万回分、末端価格にして約876億円に相当
  （参考２）覚醒剤の国内押収量全体(約4,867kg)に占める密輸押収量の割合は9割以上（平成26～30年累計）

⇒ ４年連続1トン超え（平成28年～令和元年）。

（摘発件数：件）　不正薬物の摘発件数と押収量の推移　（押収量：kg）

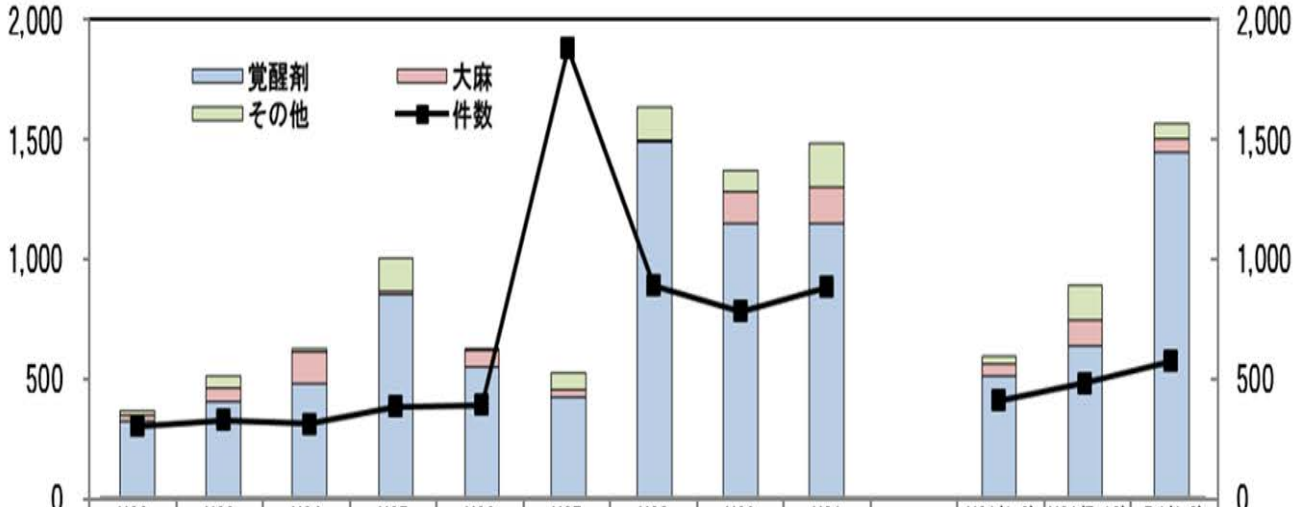

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30(1-6)	H30(7-12)	R1(1-6)
覚醒剤	322	402	482	859	549	422	1,501	1,159	1,156	515	641	1,460
大麻	27	57	132	13	74	34	9	131	156	50	106	53
その他	15	50	11	135	6	66	140	90	181	32	149	67
合計	364	509	626	1,007	630	522	1,650	1,380	1,493	597	896	1,581
件数	296	326	308	382	390	1,896	892	784	886	406	480	571

（注）その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
平成30年、令和元年は速報値。

本年６月、東京税関等は、関係機関と協力の上、洋上取引された覚醒剤約1トンを静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸において摘発。

なお、１度に摘発された覚醒剤の押収量としては過去最高。

金密輸入取締りに対する取組

- 本年１～６月における金の摘発件数は９件、押収量は約１４６kg(速報値)。
- 本年１～６月における金の輸出量は約６７．７トン、輸入量は約１．９トン。

＜摘発実績の推移＞

（単位：件）　（単位：kg）

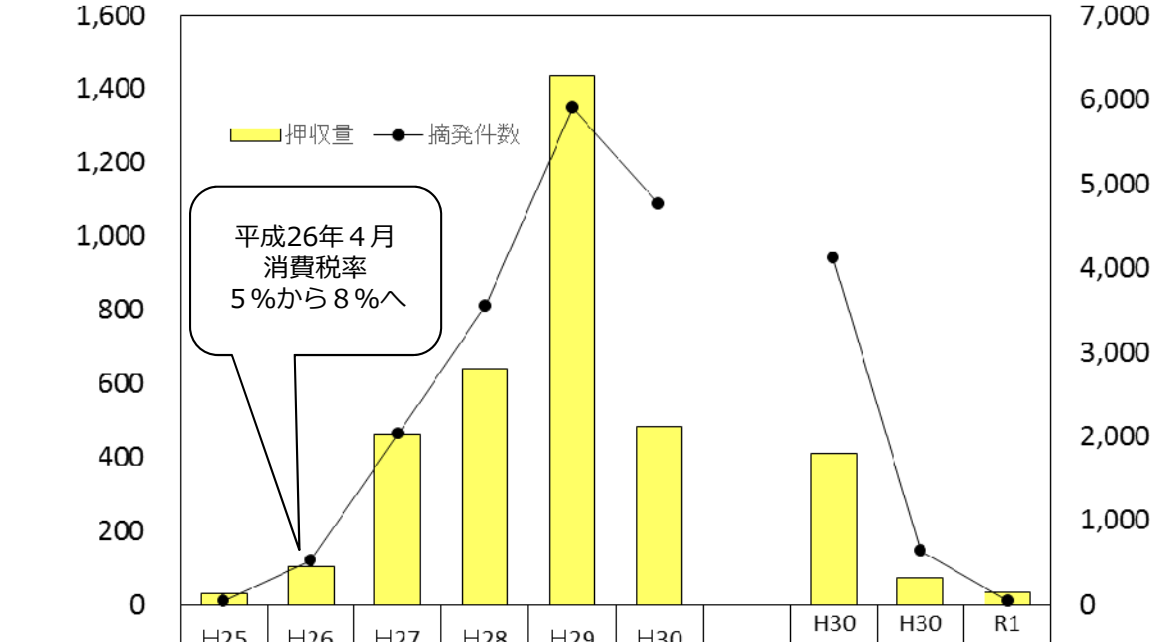

	H25	H26	H27	H28	H29	H30		H30 (1-6)	H30 (7-12)	R1 (1-6)
押収量	133	449	2,032	2,802	6,277	2,119		1,791	328	146
摘発件数	12	119	465	811	1,347	1,088		941	147	9

（平成30年、令和元年は速報値）

＜金の輸出入量の推移＞

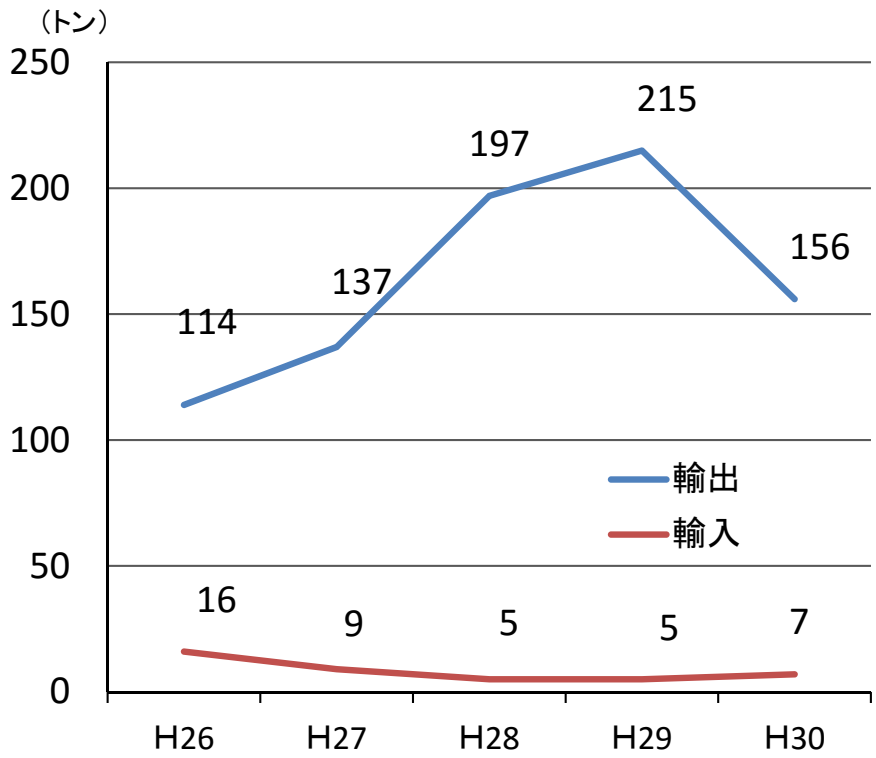

- ✓ 本年10月の消費税率引上げや金の価格も高止まりしていることなどから、密輸が増加する可能性。
- ✓ 「ストップ金密輸」緊急対策（H29.11.7）の方針に基づき、関係機関とも連携しつつ、
  - ①検査機器の活用等により水際取締りにおける検査の強化、
  - ②厳正な処分、密輸組織解明の徹底、
  - ③情報分析力の強化、国内流通における透明性やコンプライアンスの確保

  など、戦略的な広報活動も含め、引き続き、厳格に対応していく必要。

知的財産侵害物品取締りの取組

知的財産推進計画2019（2019年6月21日知的財産戦略本部決定）［抜粋］

⑤模倣品・海賊版対策の強化

・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。

（短期）（財務省、経済産業省）

➢ 経済産業省・特許庁と連携して模倣品の個人使用目的に係る具体的な対応の方向性を検討中。

○ 背景

➢ 商標法上「『業として』商品を譲渡等する者」による模倣品の輸入が侵害となる

→個人使用目的での輸入は侵害にならない

【税関における知的財産侵害物品の差止実績】

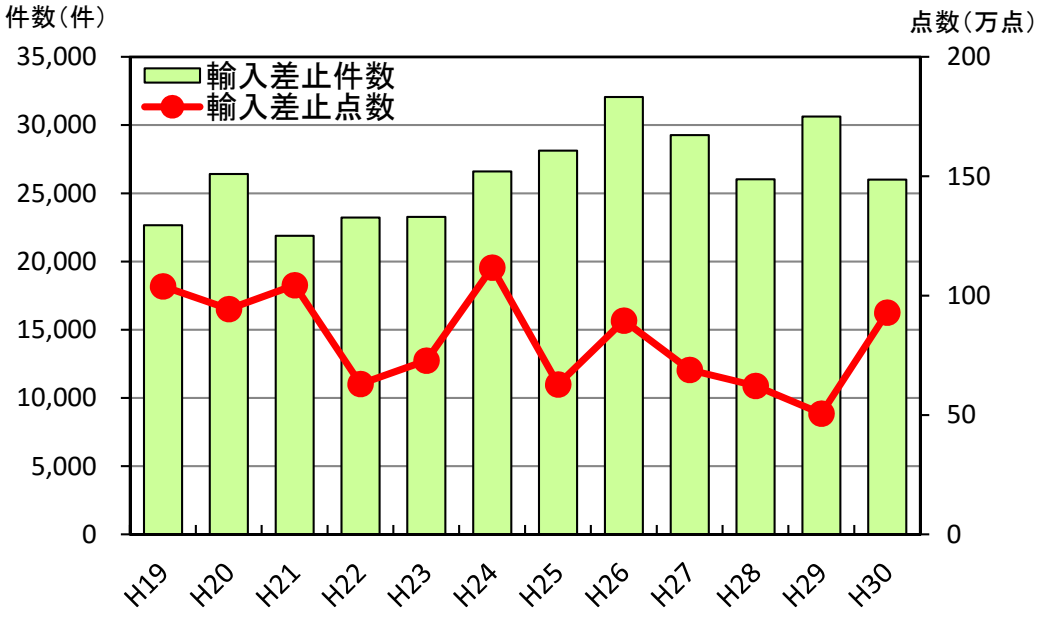

【争う旨の申出の推移】

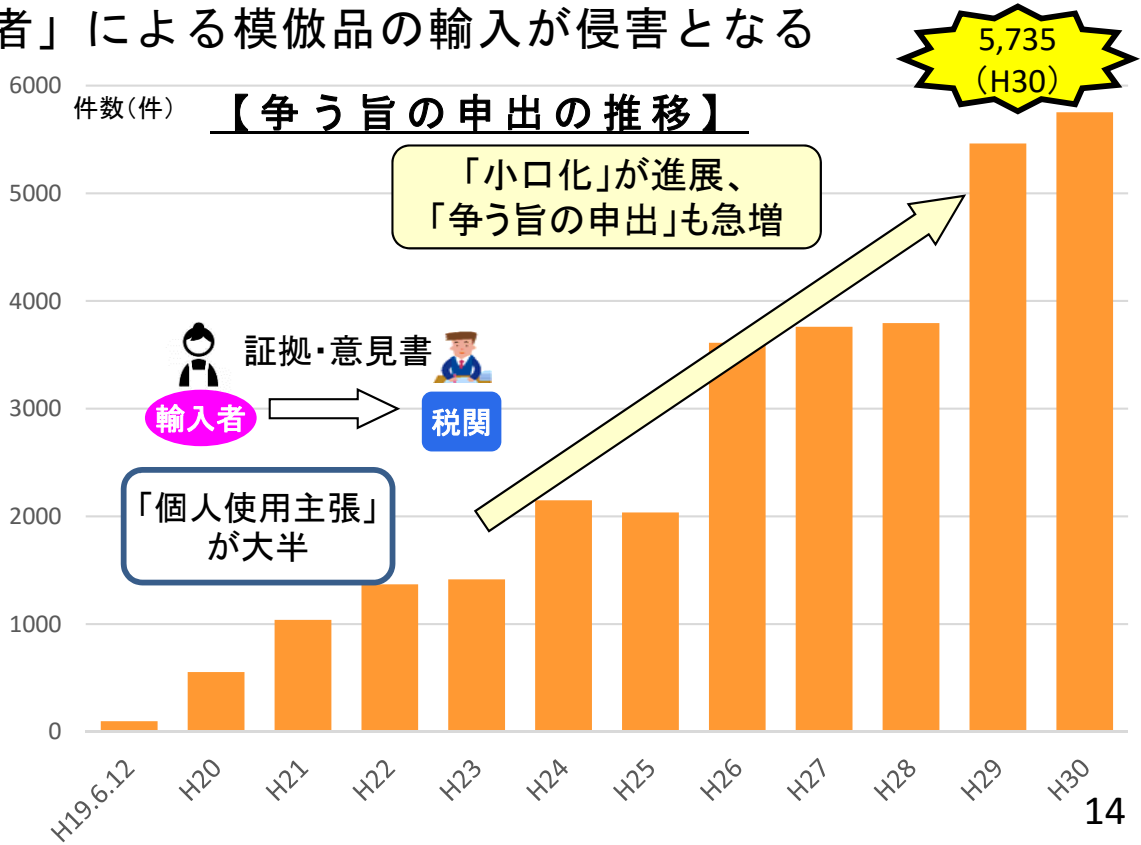

輸入通関手続の所要時間

- 直近の調査（平成30年3月）における所要時間の平均は、海上貨物：2.1時間、航空貨物：0.3時間
- 輸入通関手続の利便性向上により、所要時間は短縮の傾向

【海上貨物】

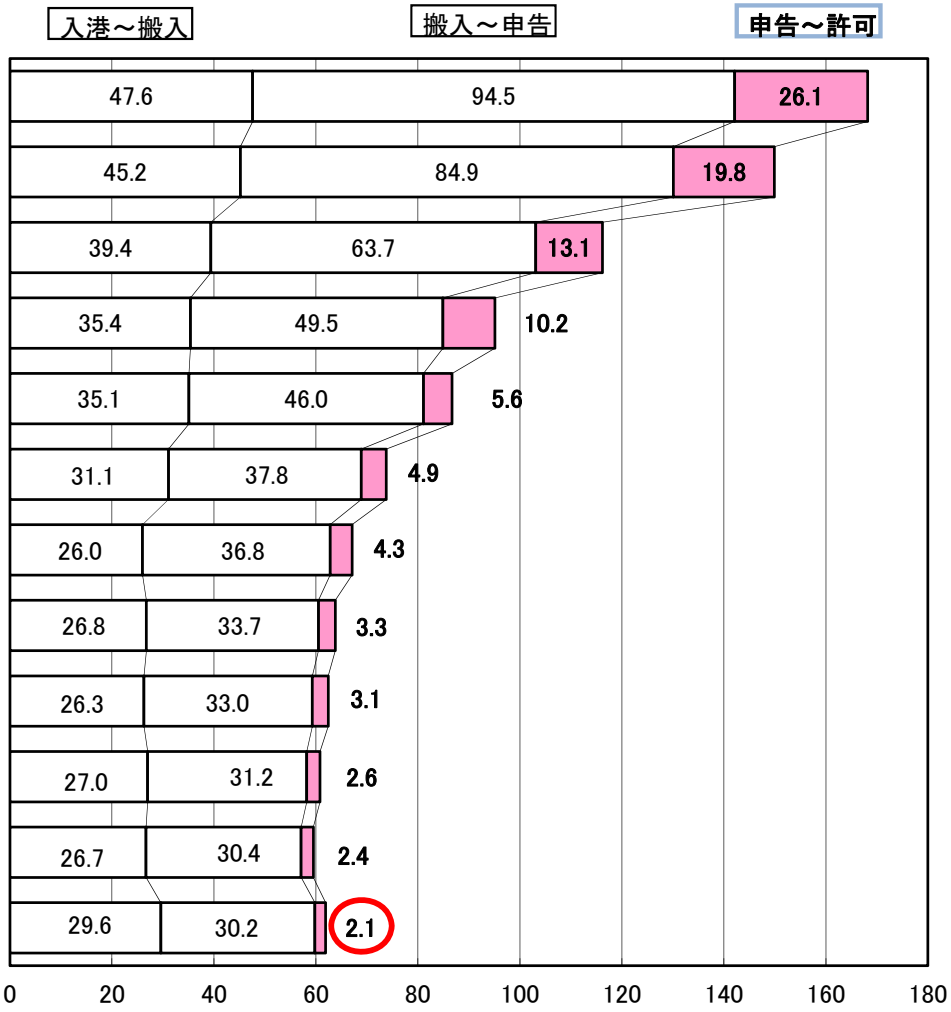

【航空貨物】

（単位：時間）

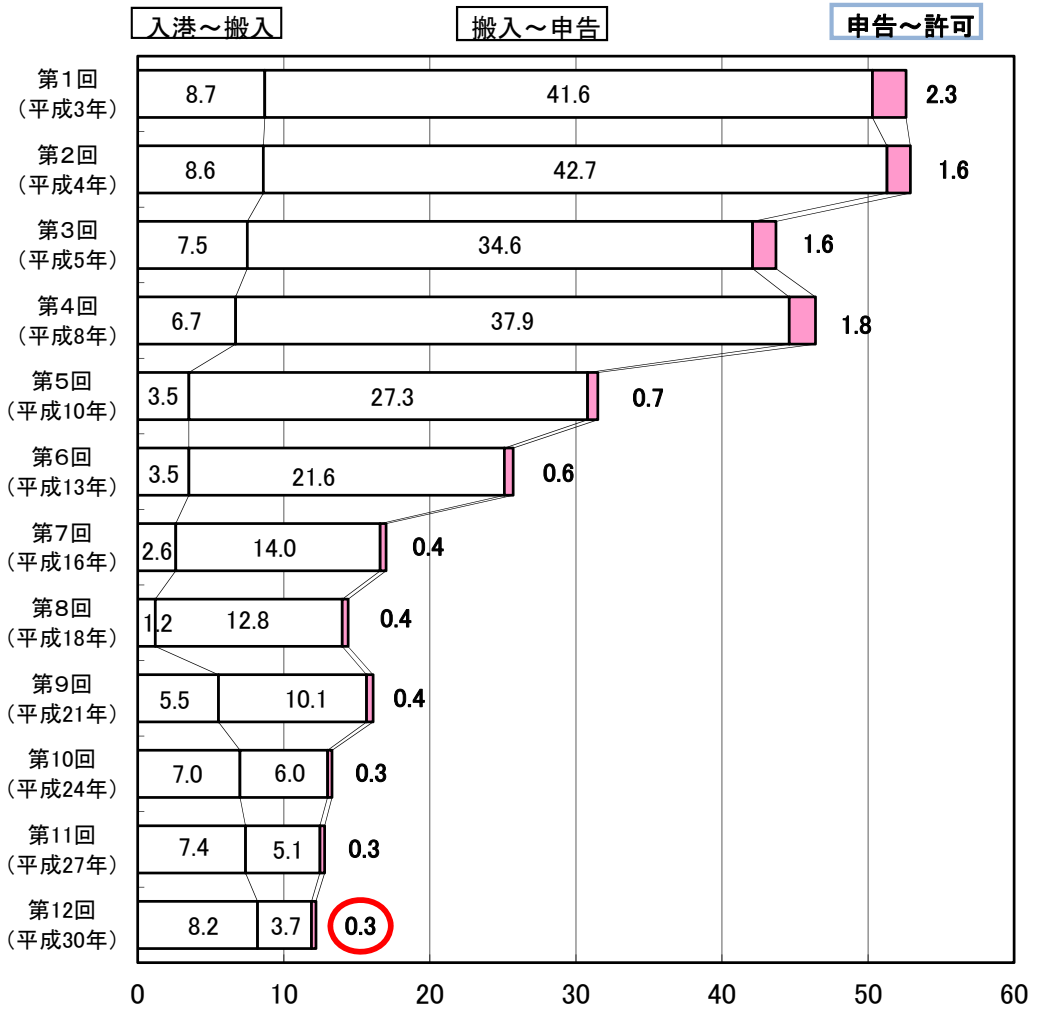

（出典：財務省関税局）

認定事業者（AEO）制度

AEO（Authorized Economic Operator）制度

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO事業者に対して、税関手続上の迅速化・簡素化措置を提供する制度。

AEO相互承認

- 相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における税関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は米国、EUを含む11の国・地域との間で相互承認に署名。
- 引き続き、相手国の拡大に取組む。

AEO事業者数の推移

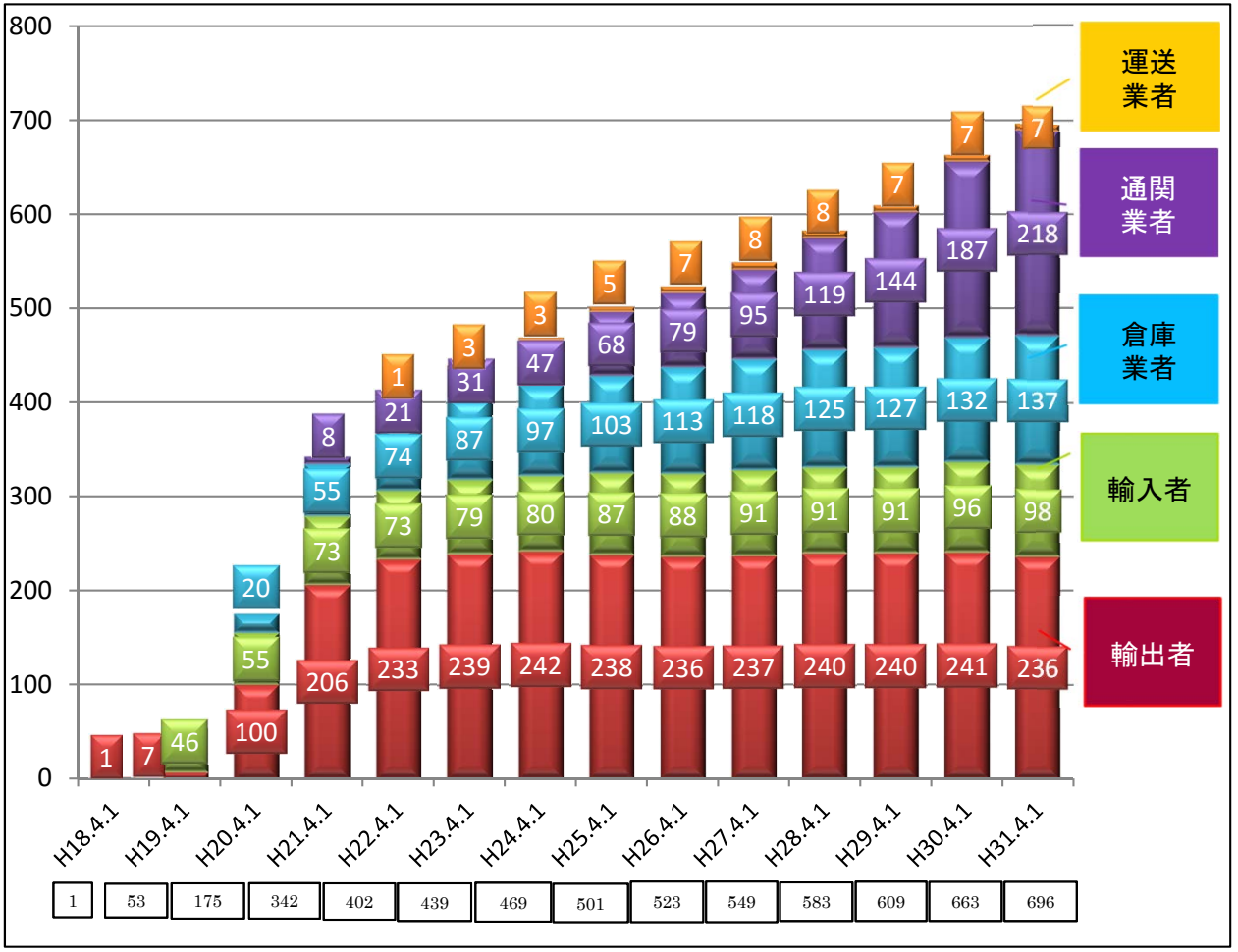

税　関 ―― パートナーシップ

AEO事業者数（計702者）

輸入者	輸出者	倉庫業者	通関業者	運送者
97者	235者	142者	219者	9者

（令和元年9月現在）

輸出入申告官署の自由化について

- 平成29年10月に施行。これまでのところ、税関側及び事業者側双方において順調に利用。
  （注）平成30年において、輸出入申告官署の自由化を利用した申告は輸出入申告全体の約１割。
- 申告官署の自由化及び通関業の営業区域制限の撤廃により、昨年９月の台風第21号、本年９月の台風第15号といった災害時において、被災状況に応じ、従来とは異なる形での柔軟な申告が可能であったことを受けて、BCPの観点から有用との評価。
- 申告官署の自由化の実施を受けて、AEO通関業者の数が増加。

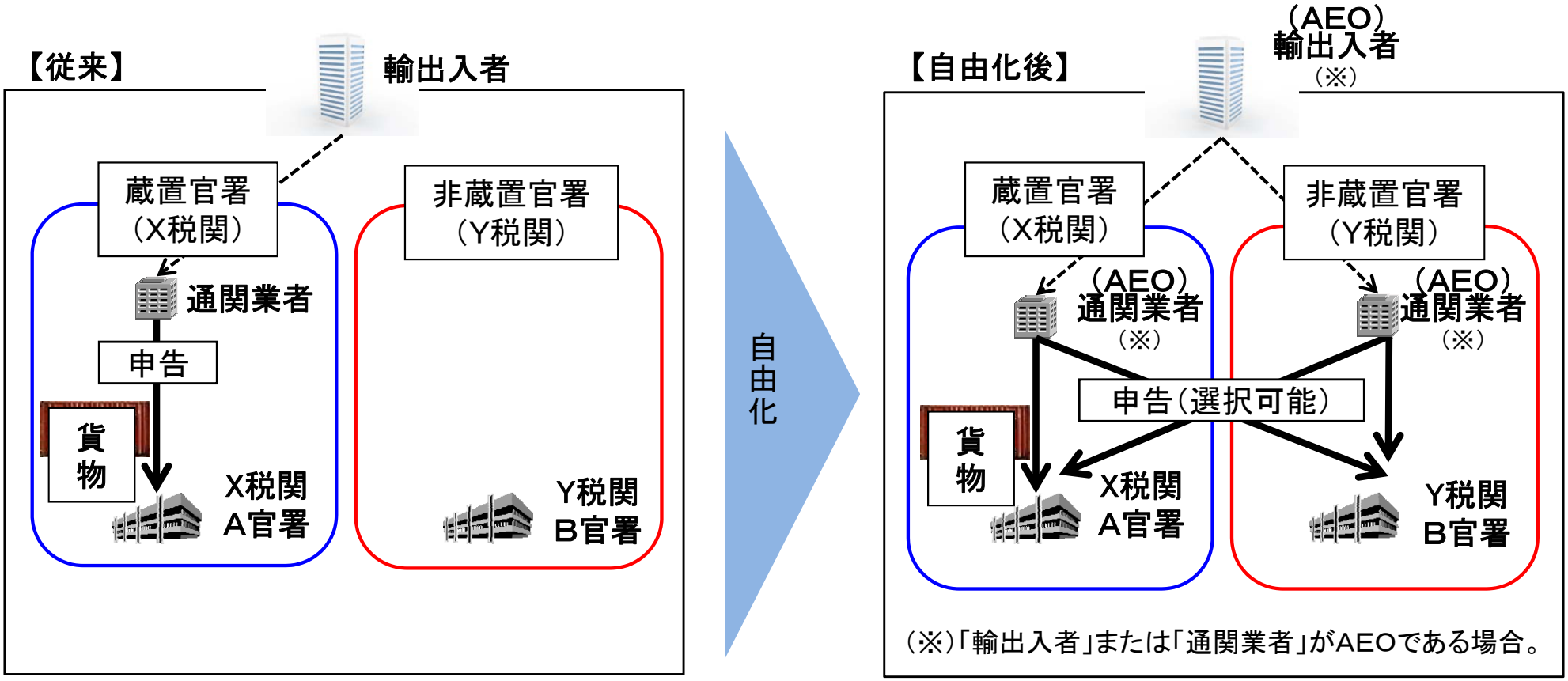

経済連携協定（EPA）利用促進に向けた取組

- これまで締結したEPAを一層質の高いものとすべく見直し協議に取り組むとともに、日米貿易協定の署名やRCEP締結に向けた交渉など、EPAの利用機会の拡大を踏まえ、一層の利用促進に向けた支援が必要

具体的な取組

- 原産地規則や原産地証明手続（第三者証明制度、自己申告制度）に関する理解促進を図るため、説明会の実施及び解説資料等の情報提供
- 日本からの輸出促進を図るため、締約国への運用改善の申入れ及び技術支援

（参考）主要な発効済EPAの利用状況

原産国・地域名	輸入額 [2019年2～7月]（百万円）	割合
EU	667,198	24%
ASEAN	469,912	17%
TPP11	424,007	15%
タイ	368,964	13%
インドネシア	186,498	7%
フィリピン	146,101	5%
合計	2,778,671	100%

（出典：経済連携協定別時系列表）

税関における収納額の推移

- 平成30年度の税関における収納額　：　約9.1兆円（前年度比5.8%増）
- 租税及び印紙収入の約14.2%に相当

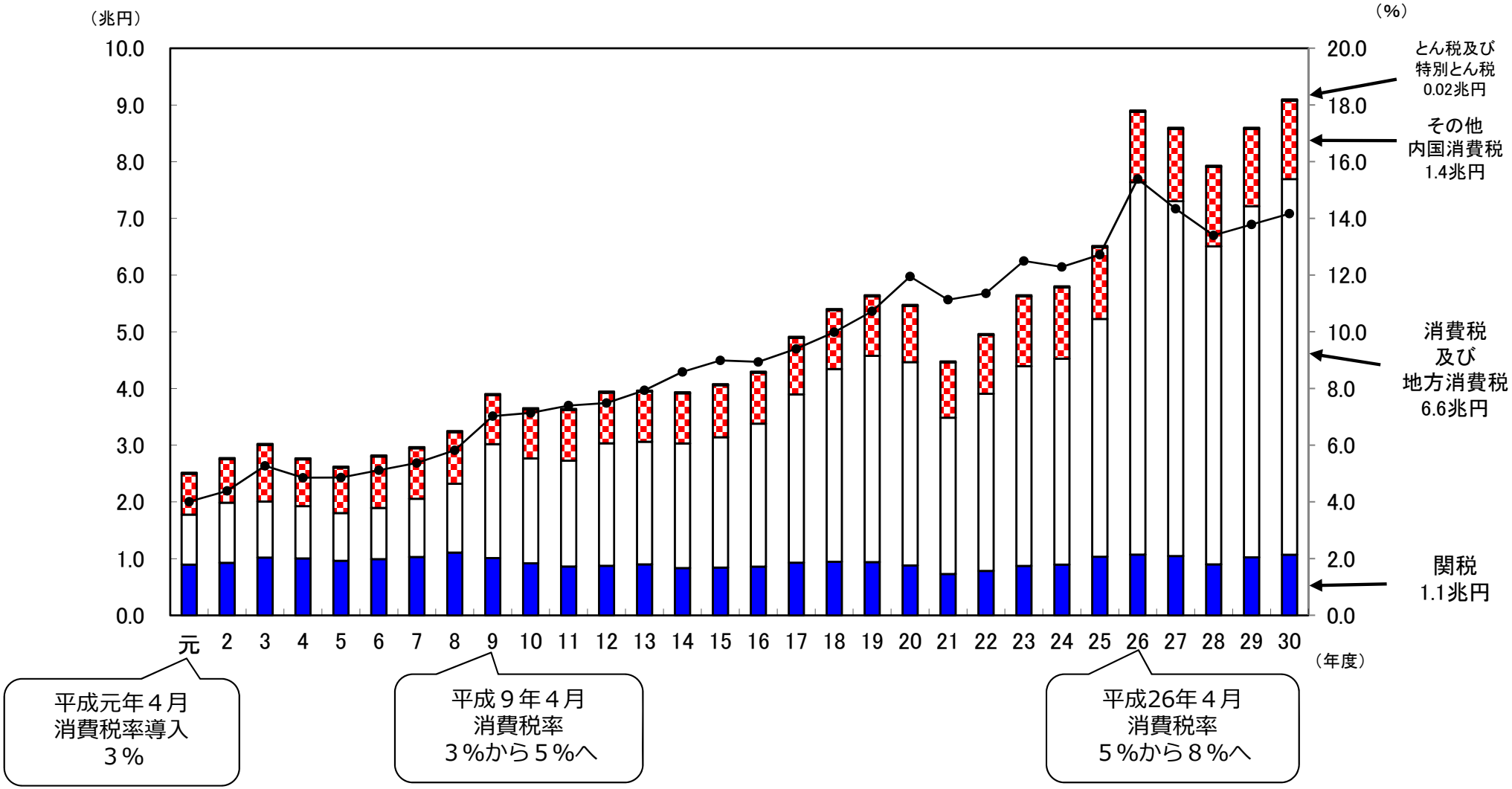

軽減税率制度への対応

- 2019年10月１日の消費税率10%への引上げに伴い軽減税率制度が実施。
- 軽減税率制度は、輸入貨物のうち、**「飲食料品」（食品表示法に規定する食品（酒類を除く。））**について、**軽減税率（８%）を適用**するもの。
- 輸入貨物の**「飲食料品」への該非は、「輸入の際」に人の飲食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定**。
- 食品と食品以外から成る**「一体貨物」のうち、一定の条件（※）を満たすもの**は、「飲食料品」として**軽減税率の対象**。

（※）消費税の課税価格が１万円以下、かつ、一体貨物の価額の食品の価額の占める割合が２／３以上のもの。

⇒ 通関業者等の理解の向上を図るため、**各種説明会を実施**。

「一体貨物」の例

プラスチック製の指輪・容器とキャンディから成る物品
→95類（玩具）に分類
→物品の価額等によっては軽減税率が適用される可能性

プラスチック製ボトル型ミルと混合調味料から成る物品
→21類（混合調味料）に分類
→物品の価額等によっては軽減税率が適用される可能性

税関業務の高度化・効率化の取組①（取締・検査機器）

＜X線検査装置＞

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。

＜不正薬物・爆発物探知装置（TDS）＞
（Trace Detection System）

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物を破壊することなく、外装に付着した覚醒剤等の不正薬物及び爆発物の微粒子を短時間で探知するために活用。

＜埠頭監視カメラ＞

社会悪物品等の要注意地域を仕出地とする船舶の入港実績が多い港の鉄塔等へ設置した監視カメラにより、貨物の積卸し状況、乗組員や訪船者の乗下船及び物品の授受等の動向をモニターにより把握するために活用。

＜門型金属探知機＞

身辺に隠匿された金属の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。

＜大型X線検査装置＞

コンテナ等の大型貨物を破壊することなく、隠匿された不正薬物等の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。

＜麻薬探知犬・爆発物探知犬＞

人間の数万倍とも言われる鋭い嗅覚により、輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等に隠匿された不正薬物及び爆発物の有無を的確かつ迅速に確認するために活用。

税関業務の高度化・効率化の取組②（情報機能の強化）

情報収集の強化

- 航空機旅客、海上貨物、航空貨物に関する事前情報の電子的入手を原則化

（参考）航空機旅客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）
氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号、出発地、最終目的地のAPI（事前旅客情報）に加え、予約年月日、運賃支払方法、旅行日程、同行者、連絡先等が含まれる情報。

- 国際郵便物の事前情報を電子的に入手

関係機関・業界団体との連携強化

- 国内外関係機関・国際機関、業界団体との連携強化、情報交換の更なる推進
- 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）の拡大

情報分析の強化

- 情報センターを中心とした入手情報の分析力の向上
- AIを活用したデータ解析の導入の検討

税関業務の高度化・効率化の取組③（税関関連システム）

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）

輸出入等関連業務（税関手続、入国管理手続、食品衛生手続等の官業務及び輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務）を電子的に処理する官民共用のシステム。輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営。

通関情報総合判定システム（CIS）

NACCSで処理された輸出入申告等の実績、検査結果、非違実績、事後調査結果等の情報を蓄積した税関保有のシステム。蓄積した情報は、ハイリスク貨物や要注意人物等の選定に活用。

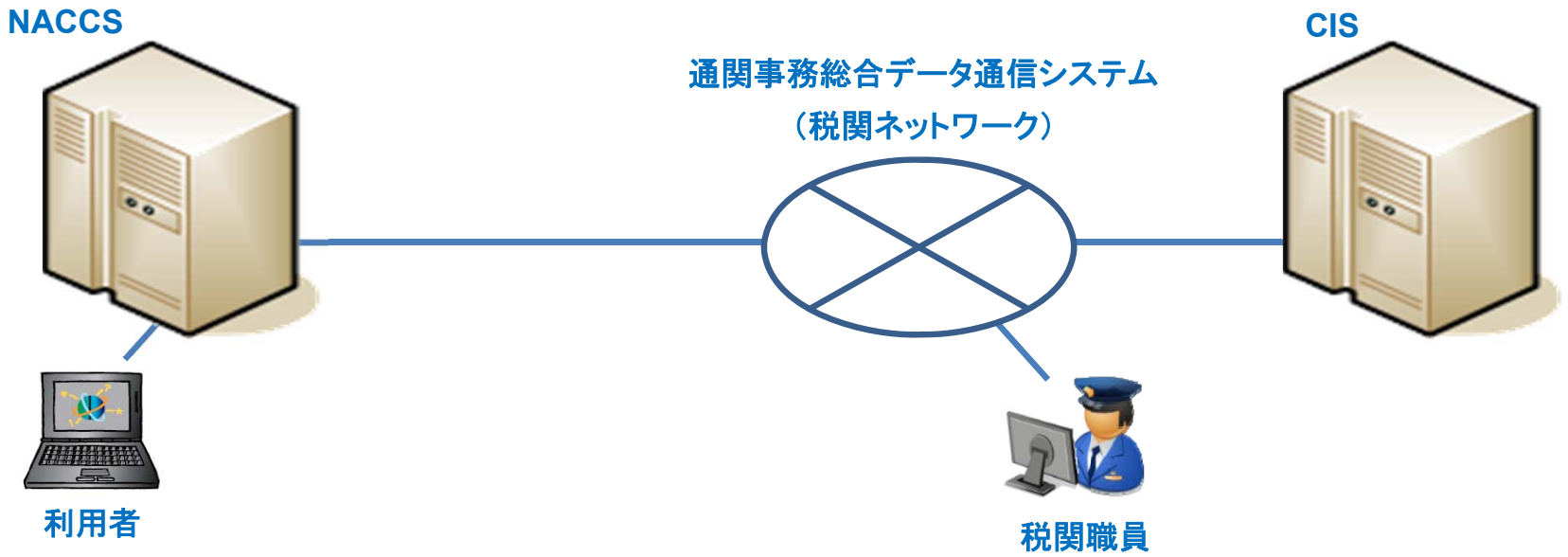

輸出入申告の約99%をNACCSにより電子的に処理

※１　輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）：Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System
※２　通関情報総合判定システム（CIS）：Customs Intelligent database System

先端技術を活用した一層の高度化・効率化

● テロ関連物資や不正薬物に対する厳格な水際取締りと、円滑な通関を両立するため、先端技術を積極的に活用。

◎ 税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）

- ITを活用し、旅客の通関を自動化
  - 携帯品等申告書は、電子的提出が可能
  - 検査においても、事前情報等を活用
  - 顔認証による本人確認の実施
- 2019年4月、成田（第3ターミナル）に導入。
  同年8月、外国人も利用可。
  2020年春、羽田、関西、中部、福岡、新千歳にも配備。

◎ X線CT検査装置

- 自動識別・画像解析機能を搭載
- 要注意貨物（携帯品）を悉皆的・効率的に検査

◎ 国際郵便物税関検査装置

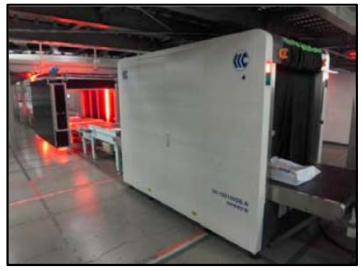

- X線画像、郵便事前電子情報等により、国際郵便物を悉皆的・効率的に検査

● 税関業務の高度化・効率化のため、AI等の先端技術の更なる活用に向けた試行・検証を積極的に推進。

令和2年度　税関定員・予算概算要求の概要

【令和２年度定員要求】

◆定員（令和元年度定員9,617人）

増員要求数	＋456人
定員合理化	▲192人
差引	＋264人

◆増員要求項目

・観光立国実現に向けた計画的な体制整備のための増
・テロ対策を含む治安のための水際取締体制整備のための増
・国内企業の経済連携協定活用支援のための増
・新制度の導入に対応した国内企業のコンプライアンス確保のための増

【令和２年度予算概算要求・要望】

区分	令和元年度予算額	令和２年度概算要求・要望額	対前年度比	
			増△減額	伸率
	百万円	百万円	百万円	%
税　　関	106,148	112,337	6,189	5.8
人 件 費	69,574	69,768	194	0.3
物 件 費	36,574	42,569	5,995	16.4
（優先課題推進枠）		【7,139】		

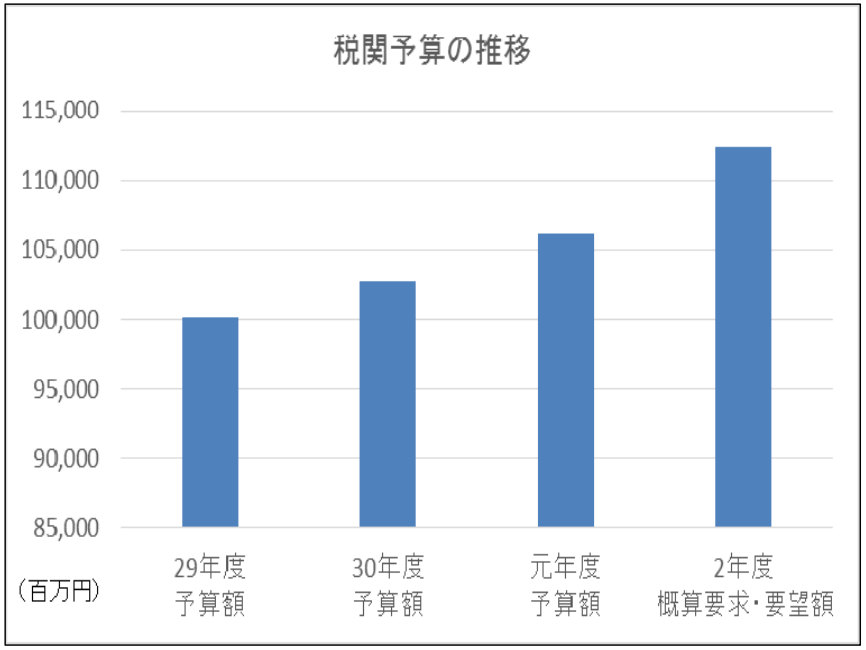

新しい日本のための優先課題推進枠

『社会悪物品等の水際取締り強化及び出入国旅客・輸出入貨物通関円滑化推進経費』　７，１３９百万円

経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づき、税関における不正薬物、銃器、テロ関連物資をはじめとする社会悪物品等の水際取締り強化及び税関検査の円滑化を行うために必要な取締・検査機器等の整備経費

Ⅲ. 国際関係

日本の貿易総額に占める国・地域別割合

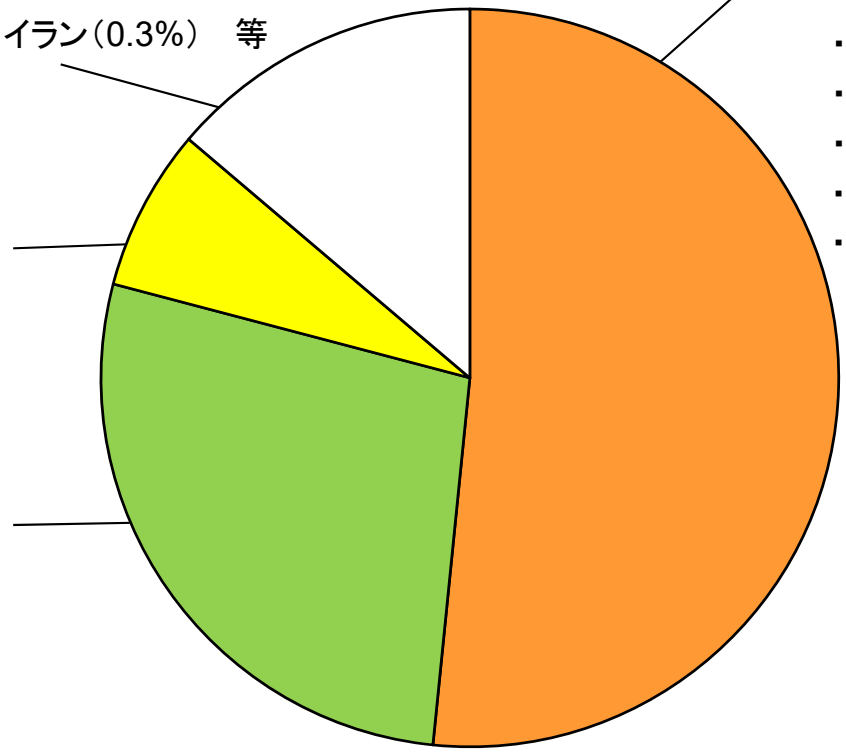

13.8% その他

・台湾（4.7%） ・香港（2.5%） ・ロシア（1.5%）
・メルコスール（0.9%）
［うち ブラジル（0.7%）、アルゼンチン（0.1%）］
・南アフリカ共和国（0.5%）・イラン（0.3%） 等

・GCC（7.1%）
※2009年以降、交渉延期

27.5% 交渉中

・中国（21.4%）
・韓国（5.7%）
・トルコ（0.3%）
・コロンビア（0.1%）

51.6% 発効済・署名済

・ASEAN（15.2%）・豪州（4.2%）
・メキシコ（1.2%）・インド（1.1%）
・スイス（0.8%） ・チリ（0.6%）
・ペルー（0.2%）・モンゴル（0.04%）
・カナダ（1.4%）※TPP11
・ニュージーランド（0.4%）※TPP11
・EU（11.5%）
・米国（14.9%）※TPP
（ASEAN メンバーのうち二国間EPAも発効済の国）
・タイ（3.9%） ・インドネシア（2.5%）
・マレーシア（2.2%） ・ベトナム（2.5%）
・シンガポール（2.2%） ・フィリピン（1.5%）
・ブルネイ（0.2%）

現在交渉中のRCEPが署名に至った場合のFTA比率は 78.7%

【参考】主要国のFTA比率（注）

日本：51.6%（※米国を除くTPP11の場合は36.7%）、米国47.2%（TPPを除くと39.0%）、EU：36.2%、韓国：68.2%

（注）発効済・署名済FTA相手国との貿易が貿易総額に占める割合

（出典）財務省貿易統計（2018年確定値）（2019年3月）。米国、EU、韓国はIMF Direction of Trade Statistics（2018年4月）。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

I. Society5.0の実現

10. 海外の成長市場の取り込み （抜粋）

経済連携交渉
関連抜粋

（中略）

（2）新たに講ずべき具体的施策

ⅱ）日本企業の国際展開支援

・我が国は、自由貿易の旗手として、質の高いEPAの締結、拡大を通じて、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。

・現在交渉中のRCEPの早期署名・発効を目指すとともに、日トルコEPA、日中韓FTAを含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、2018年に発効したTPP11協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域とのEPAの締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていく。

・これまでに締結したEPAについて、今日の経済情勢に即した、一層質の高いものとするべく、見直し協議に取り組んでいく。

・中小企業も含めより多くの事業者にEPAを有効に活用してもらうべく、情報提供を含む支援を強化し、その利用の一層の促進にも取り組んでいく。

《KPI》「速やかにRCEP交渉妥結を目指し、これを通じてFTA比率が70%を超える。」

⇒2018年度末時点：51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018年度末時点におけるEPA/FTA発効済・署名済の国との貿易額の割合（2018年貿易額ベース）

※経済連携交渉の実施状況を踏まえ、従来のKPIを見直した。

※現在交渉中のRCEPが署名に至った場合のFTA比率は78.7%（2018年貿易額ベース）

日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（概要）

１．最終合意及び署名

昨年の日米共同声明に沿って交渉を行い、９月２５日の日米首脳会談で最終合意を確認。日本時間１０月８日（米国時間７日）署名。

２．日米貿易協定

- 世界のＧＤＰの約３割（２５．５兆ドル）を占める、日米間の物品貿易に関する協定。
- 昨年末のＴＰＰ１１発効、本年２月の日ＥＵ・ＥＰＡの発効を背景に、本年４月以降、５ヶ月にわたる交渉で、短期決着。

主な交渉結果：バランスの取れた合意内容に

＜農林水産品＞日本側の関税：ＴＰＰの範囲内

- ◆ コメ（調製品含め）：完全除外
- ◆ 林産品・水産品：譲許せず
- ◆ ＴＰＰワイド関税割当枠：新たな米国枠を設けず
- ◆ 和牛輸出：65,005トンの複数国枠へのアクセス確保
- ◆ 酒類：容量規制等の米国非関税措置の改善
- ◆ 日本の輸出関心が高い42品目：関税削減・撤廃

＜工業品＞

◆自動車・自動車部品：「関税の撤廃に関して更に交渉」と協定に明記

※協定の誠実な履行中は追加関税を課さない旨、日米共同声明に明記、首脳間で確認。

※数量制限・輸出自主規制等の措置を課さない旨閣僚で確認。

◆その他工業品：日本側関心品目を中心に関税削減・撤廃

３．日米デジタル貿易協定

円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備。

日米共同声明(抄)

昨年の日米共同声明（２０１８年９月２６日（米国時間））（抜粋）

３　日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定（ＴＡＧ）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。

４　日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。

５　上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。

－　日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。

－　米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。

７　日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

日米共同声明（２０１９年９月２５日（米国時間））（抜粋）

３　こうした早期の成果が達成されたことから、日米両国は、日米貿易協定の発効後、４か月以内に協議を終える意図であり、また、その後、互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である。

４　日米両国は、信頼関係に基づき、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行する。日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める。

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

概要

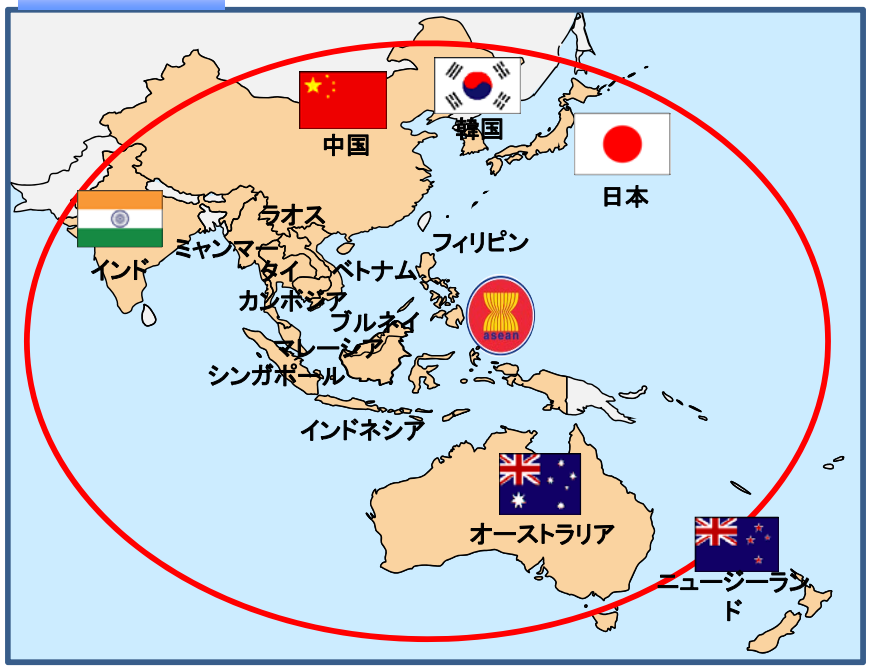

- RCEP（アールセップ）は、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略
- 交渉参加国：ASEAN10か国＋6か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）
- 交渉分野：物品貿易、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、衛生植物検疫措置（SPS）、任意規格・強制規格・適合性評価手続（STRACAP）、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、自由職業サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引、経済技術協力、中小企業、政府調達、制度的事項、紛争解決等
  （※下線は実質的に妥結済み）
- 昨年11月のRCEP共同首脳声明で、各国首脳は「現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを2019年に妥結する決意」を表明。

経緯・交渉日程

2012年	11月	RCEP交渉立上げを宣言　於：カンボジア
2013年	5月	第1回RCEP交渉会合　於：ブルネイ
2017年	11月	RCEP首脳会議　於：フィリピン
2018年	11月	RCEP首脳会議　於：シンガポール
2019年	8月	第8回中間閣僚会合　於：中国・北京
	9月	第7回閣僚会合　於：タイ
	10月	第9回中間閣僚会合　於：タイ
	⋮	
	11月	RCEP首脳会議（予定）　於：タイ

第7回閣僚会合共同声明（19年9月）【抄】

- 閣僚は、RCEPが成功裏に妥結すれば、非常に必要とされている安定性や明確性を市場に与え、この地域の貿易や投資を加速させるであろうことを強調した。この目的のため、閣僚は交渉を妥結に持っていくという共同の決意を再確認した。
- 閣僚は、交渉官に、交渉を終結させるために必要なリソースや権限を与えることを約束した。閣僚は、この約束を建設的な行動及び前向きな成果にするよう、全てのレベルの交渉官に共同で呼びかけた。

米中間の貿易協議の動向【2018年度】

米国

第１弾

【7月6日】
◆ 中国からの輸入品818品目（340億ドル相当）に追加関税措置（25%）を発動

第２弾

【8月23日】
◆ 中国からの輸入品279品目（160億ドル相当）に追加関税措置（25%）を発動

第３弾

【9月24日】
◆ 中国からの輸入品5,745品目（2,000億ドル相当）に追加関税措置（10%）を発動
（1月1日から同関税率を25%に引き上げる予定）

第３弾＋

【12月14日】
◆ 9月24日に発動した2,000億ドル相当の輸入品への追加関税措置について、追加関税率の引き上げ（10%→25%）を、当初の2019年1月1日から3月2日に延期する旨発表

中国

【7月6日】
◆ 米国からの輸入品545品目（340億ドル相当）に追加関税措置（25%）を発動

【8月23日】
◆ 米国からの輸入品333品目（160億ドル相当）に追加関税措置（25%）を発動

【9月24日】
◆ 米国からの輸入品5,207品目（600億ドル相当） に追加関税措置（ 5～10%）を発動

【12月14日】
◆ 米国からの輸入自動車・自動車部品に課している追加関税（5～25%：7/6、8/23、9/24にそれぞれ発動）を2019年1月1日から同年3月31日まで暫定的に停止する旨発表（→1月1日から現在まで実施中）

【12月1日】米中首脳会談において、①中国の構造改革について交渉を開始すること、②今後、90日以内に、この交渉を完了するよう努力すること、に合意。これにより、90日間は追加関税措置の税率が据え置かれる（米国ホワイトハウス報道官声明）

【2019年2月21-24日】ワシントンにて閣僚級貿易協議を開催。米国は2,000億ドル相当の輸入品への追加関税率引き上げ（10%→25%）を3月2日から更に延期

米中間の貿易協議の動向【2019年度】

米国

第３弾＋

【5月10日】
◆2018年9月に発動した2,000億ドル相当の輸入品への追加関税措置の税率を引き上げ（10%→25%）
【5月13日】
◆3,000億ドル相当の輸入品への追加関税措置（25%）について、6月末にかけてパブコメ・公聴会の手続きを発表

中国

【6月1日】
◆2018年9月に発動した600億ドル相当の輸入品への追加関税措置の大部分（自動車・自動車部分品以外）について、追加関税率を10%～25%に引き上げ

【6月29日】大阪にて首脳会談。米国は当面の間、新たな追加関税措置を発動しない旨発表

第４弾

【8月1日】
◆9月1日より中国から輸入される3,000億ドル相当の製品に対し、10%の追加関税賦課を発表

【8月6日】
◆米農産品の購入一時停止を発表

【8月13日】米中閣僚電話会談

【8月13日】
◆「第４弾」の一部への追加関税発動を9月1日から12月15日に延期すると発表

第１～４弾＋

【8月23日】
◆制裁関税「第１～３弾」について、10月1日に税率を25%から30%へ引き上げると発表
◆「第４弾」について、追加関税措置の税率を10%から15%へ引き上げると発表

【8月23日】
◆輸入総額750億ドル規模の米国製品に最大10%の追加関税を課すと発表（9月1日と12月15日に報復関税を発動予定）

第４弾Ａ

【9月1日】
◆「第４弾」のうち約1,100億ドル分の追加関税措置を発動

【9月1日】
◆米国の「第４弾」発動と同時に対抗措置を発動
◆翌日、「第４弾」発動に対しＷＴＯ提訴を発表

第１～３弾＋

【9月11日】
◆「第１～３弾」税率引き上げにつき、劉鶴副総理の要請及び中国建国70周年記念日を考慮し、10月15日へ先送りを発表

【9月11日】
◆米国への報復関税から16品目の除外を発表
◆翌日、米国産農産品の輸入手続き再開を表明

【10月11日】ワシントンDCにて閣僚級協議。米国は10月15日予定の「第１～３弾」税率引き上げ見送り。中国は米国農産品購入増を約束

米中貿易額と追加関税措置の規模

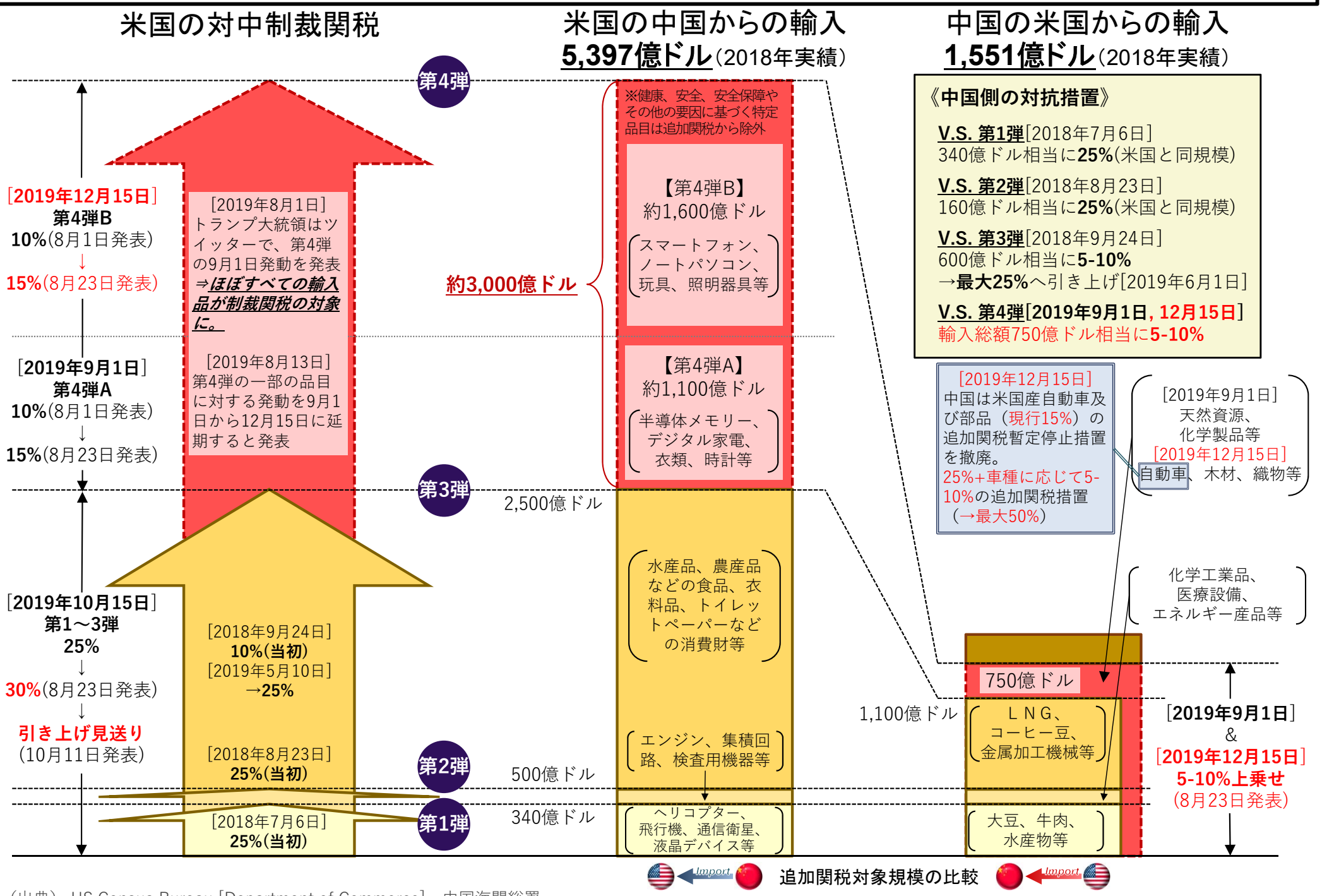

（出典） US Census Bureau [Department of Commerce]、中国海関総署

WTO改革の現状（主な論点）

①紛争解決手続の強化

- 米国は、2017年から、上級委員会（紛争解決手続の上級審）の委員選任プロセスをブロック。現在、7名の定員のうち4名が欠員であり、本年12月には残りの委員3名のうち2名の任期が満了するため、事実上機能停止に陥る。
- 問題解決に向け、2018年12月、EUを始めとする様々な国が、WTO紛争解決制度の改革案を共同提案。日本は、米・EUを含む全ての加盟国にとっての議論の土台を提供すべく、本年4月、豪・チリと共に共同提案を提出。

②WTOにおける協定履行監視機能の強化（通報制度の強化）

- WTO協定では、加盟国からWTOへの各種通報義務を規定しているが、これまで通報義務を果たしていない国が存在。
- WTO協定の確実な履行の観点から、2018年11月、日米EU等でWTOへの通報強化策（未通報国への不利益措置の導入等）を共同提案。これに対し、本年6月、印・南ア等から、途上国の能力的制約に対する支援による通報促進等を内容とする共同提案があり、議論が継続。

③WTOルールの現代化

- 市場歪曲措置への対処のため、産業補助金ルールの強化に向け、日米EUで議論中。
- 電子商取引等の今日的課題への対応のため、日本、豪及び星が共同議長を務める有志国会合において、新たなルールの構築を目指し、議論中。
- 途上国地位問題（米国が途上国の卒業要件を提案）についても議論中。

デジタル経済の国際的なルール作りに係る「大阪トラック」

1. 世界経済フォーラム年次総会（「ダボス会議」） 2019年1月

- 「ダボス会議」において、安倍総理は、G20大阪サミットでデータ・ガバナンスに焦点を当て議論する「大阪トラック」を開始する旨を提案。
- 同会議の際に開催された有志国閣僚会合において、WTOにおける電子商取引のルール交渉開始に向けた意思を確認した共同声明を発出。（2019年９月現在、日・米・EU・中国等80か国・地域が参加）

2. デジタル経済に関する首脳特別イベント 2019年6月

- G20大阪サミットの機会に、安倍総理が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、同サミットへの参加国のうち27か国の首脳及びWTOをはじめとする参加国際機関の長が出席。
- 同イベントにおいて、「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、現在WTOにおいて進められている電子商取引に関するルール作りに参加する他の国・地域と共に、今後、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」の立ち上げを宣言。
- また、同大阪宣言において、2020年６月の第12回WTO閣僚会議までの交渉において、実質的な進捗を達成するために更に努力する決意を確認。

WTOにおける電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムの議論

第2回閣僚会議（1998年5月）：関税不賦課モラトリアムの開始

- 米国が、どの国も国境を超えた電子的送信（コンピュータによるデータベースへのアクセス等）に関税を課していない実態を踏まえ、電子商取引の促進のため、この慣行を維持する閣僚宣言（法的拘束力なし）を提案。
- 我が国を含めた全加盟国で、電子的送信に対する関税不賦課の慣行を第3回閣僚会議まで継続することに合意（関税不賦課モラトリアム）（注）。

（注）同時に、電子商取引の貿易に関連する問題を検討し、その進展を第3回閣僚会議に報告することに合意。

第3回閣僚会議（1999年11月）～第11回閣僚会議（2017年12月）

- 基本的に、各閣僚会議において、関税不賦課モラトリアムを延長。
- 直近では第11回閣僚会議において、「2019年の開催が決定された第12回閣僚会議まで」延長（注）。

（注）第12回閣僚会議の開催が2020年6月に延期されたところ、各国間で現在のモラトリアムは2019年までであることを確認。

現在の議論

- 一部新興市場国が、3Dプリンティング技術等の電子商取引の発展を踏まえ、関税不賦課モラトリアムが途上国の関税収入を奪うこと等について、各国に再検討することを要請。
- これに対し、電子的送信に関税を賦課すれば、価格の上昇、消費の減少及び経済成長の停滞を招き、これらが内国税の税収を減少させるとの意見もあり、2019年末に向けて議論が継続。

英国のEU離脱　今後のシナリオ

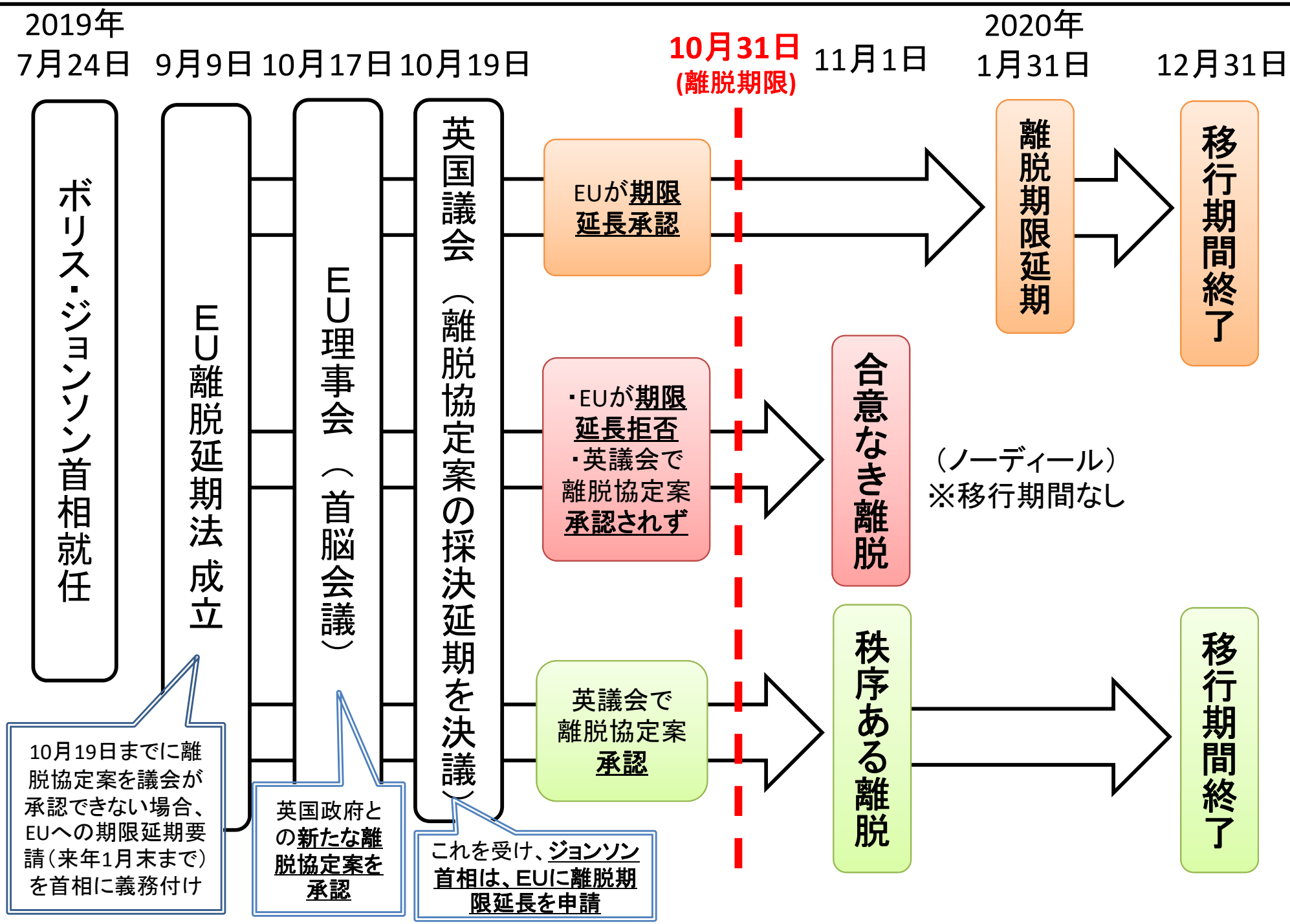

日本における英国産品に対する関税上の対応

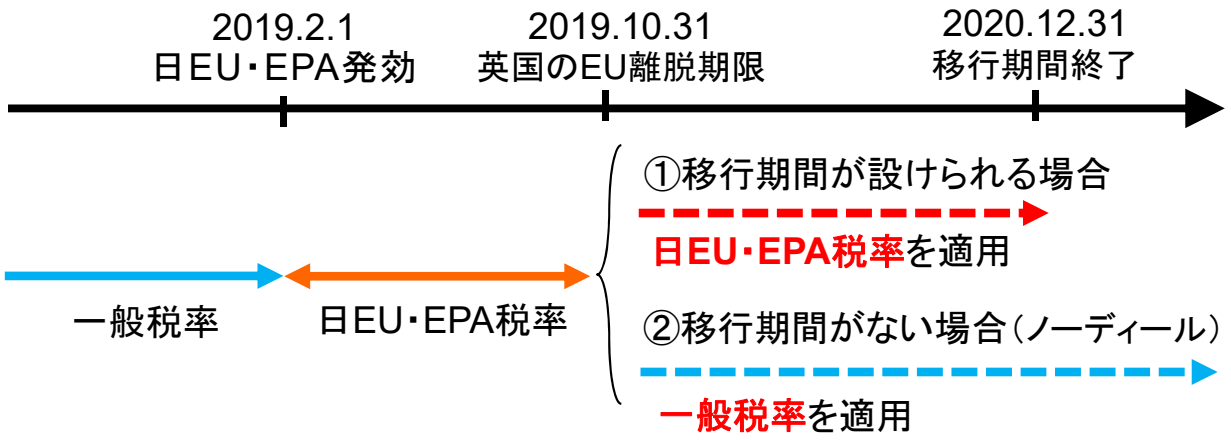

税関ホームページに「英国のEU離脱後における日EU・EPAの適用について」を掲載
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement2.htm

（参考）日英間の最近の動き

◇　日英首脳会談　（2019年8月26日、於：仏・ビアリッツ）

【安倍総理】 英国のEU離脱後も日系企業の欧州ビジネスが維持され、世界経済への影響が最小化され、英国が日系企業の魅力的な投資先であることを強く期待。ジョンソン首相が目指す10月末の離脱が、EUとの合意に基づき秩序だった形で実現することを強く期待。

【ジョンソン首相】 円滑な離脱になるよう努める、日系企業の利益を最大限考慮しながら取り組みたい。

⇒　両首脳は、英国のEU離脱後、新たな経済的パートナーシップの構築に迅速に取り組むことを再確認。

◇　日英首脳共同声明（抄）（2019年1月10日）

経済的パートナーシップの強化

14.（略）実施期間中の法的安定性を確保することへの日本及び英国双方の希望に沿って、日本及び英国は、効力発生後の日EU・EPAを含む日EU間の国際約束が、英EU間の離脱協定に規定されるとおり、実施期間中に日英間において引き続き適用されることを確保する双方の意図を確認した。我々はまた、日本と英国との間の新たな協定が、実施期間の終了を念頭に、できる限り早期に作成されることを確保する意図を確認した。

関税技術協力の主な実施形態

- 我が国と経済的・地理的に結び付きの強い東南アジアを重点地域として、対象国のニーズを踏まえた支援を実施
- 関係部局、各税関、国際機関等との協調により効果的な支援を実施

受入研修
（開発途上国税関職員を
短期間日本に受入）

国際機関（WCO等）との協調

留学生制度
（開発途上国税関職員を
長期間日本に受入）

JICA長期専門家
（我が国税関の職員を長期間派遣）

通関システム導入
（資金協力と連携して受入・派遣）

JICAとの協調

専門家派遣
（我が国税関職員を短期間派遣）

受入・派遣の実施実績

受入研修

2018年度：30件
（82ヶ国から289名受入）

※1970年開始
合計7,201名受入

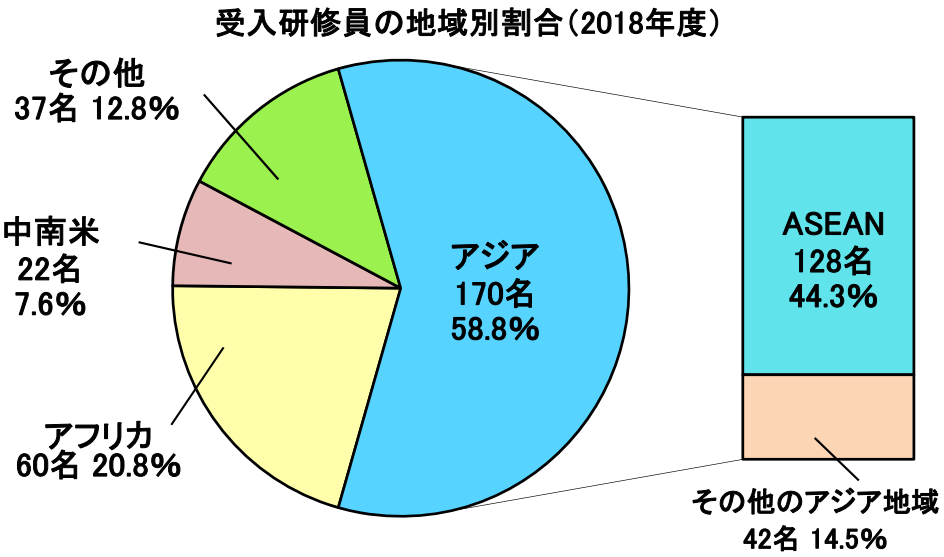

専門家派遣

2018年度：60件
（28ヶ国へ132名派遣）

※1989年開始
合計2,595名派遣

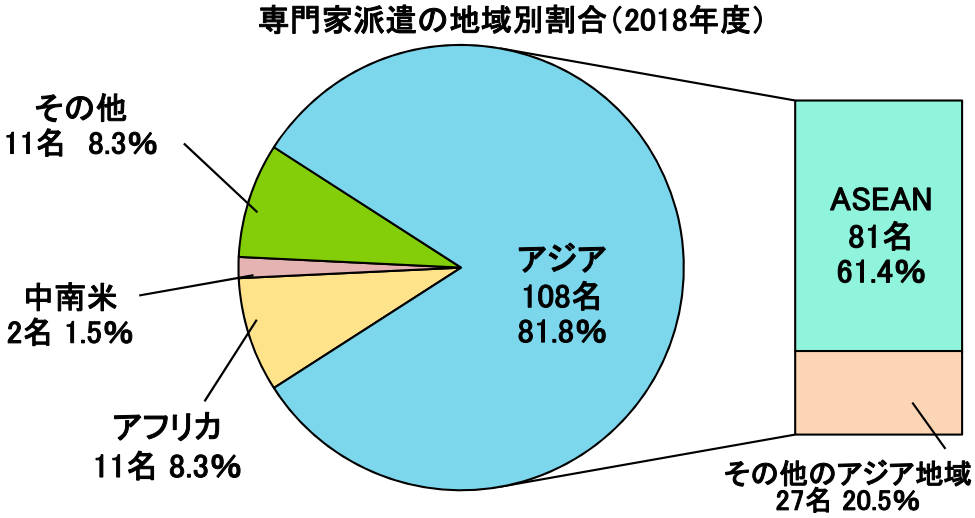

NACCSの海外展開の背景・意義

政策的背景

- **日本再興戦略―JAPAN is BACK―**（2013年6月閣議決定）
  - 「アジア諸国において、我が国の総合的物流情報プラットフォーム…であるNACCSの導入を目指す」
- **総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）**（2017年7月閣議決定）
  - 「NACCSの海外での活用等による輸出入に関する手続きの近代化・効率化…等、物流の円滑化に資する取組を積極的に行っていく」
- **インフラシステム輸出戦略**（2019年6月改訂版）
  - 「地域の連結性強化に資する高品質かつ強靱なインフラシステム導入支援を推進。特に、…貿易円滑化に資する通関制度の近代化…が重要。」
- **WTO貿易円滑化協定**（2017年2月発効）
  - 先進国は、シングル・ウィンドウ（SW）化等の実施に資する技術協力等の提供促進に合意。
- **日ASEAN財務相・中銀総裁会議**（2017年5月）における麻生大臣発言
  - ASEAN側の計画［SW化等］を踏まえて技術協力を強化し、域内のseamless movementを促進。

基本的な意義

- 貿易円滑化の促進、日系企業のビジネス環境整備
- 相手国の経済発展、我が国の戦略環境改善
- 相手国税関との信頼関係強化、国際場裏における支持調達
- 関税局・税関職員の人材育成・士気高揚、国際的データ連携への備え　等

NACCS型通関システムの海外展開

- 我が国は、これまでベトナムとミャンマーに対し、NACCS型通関システムの導入とそれによる税関近代化を支援。いずれのシステムも順調に稼働中。
- 関税局・税関が行う関税技術協力では、
  - 新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度・運用の見直しを支援。
  - 新システムを活用していくための人材育成・助言も提供（稼働後も一定期間継続）。

※ システム構築の調達費用については、無償資金協力（外務省・JICA）を活用。

ベトナム（VNACCS）

2011年7月　システムの導入と、**通関手続・制度の見直し、人材育成を合わせた包括的パッケージ支援**を税関当局間で基本合意

2012年3月　無償資金協力（26.61億円）の交換公文署名

ソフトウェアの詳細設計、ハードウェア等の調達

総合運転試験等

2014年4月　運用開始
（６月末に全国展開を完了）

2015年8月～ VNACCS活用支援
・HW更改の技術支援
・SW機能追加検討支援等

ミャンマー（MACCS）

2013年7月　システムの導入と、**通関手続・制度の見直し、人材育成を合わせた包括的パッケージ支援**を税関当局間で基本合意

2014年4月　無償資金協力（39.9億円）の交換公文署名

ソフトウェアの詳細設計、ハードウェア等の調達

総合運転試験等

2016年11月　運用開始
（ヤンゴン及びティラワ地区）

地方展開支援

2018年6月　ミヤワディで運用開始

WCO（世界税関機構）

- 税関関連の唯一の国際機関。1952年設立。本部はベルギーのブリュッセル。
- 関税制度の調和・統一と税関行政の国際協力の推進による国際貿易の発展への貢献が目的。
- 世界183か国・地域が加入。日本は1964年に加入し、今年は加入56年目。

事務総局長
御厨邦雄（日本）
2009年1月～2023年12月（3期合計）

事務総局次長
リカルド・トレビーニョ（メキシコ）
2018年1月～2022年12月

- 総務管理
- 事務総局長室
- **関税・貿易局長**
  リュウ・ピン（中国）
  2016年1月～2020年12月
  - 分類
  - 評価
  - 原産地
- **キャパシティ・ビルディング局長**
  カン・テイル（韓国）
  2019年9月～2024年12月
- **監視・手続局長**
  アナ・ヒノホサ （米国）
  2016年1月～2020年12月（※2019年末辞任）
  （ダス氏（インド）が2020年1月1日から着任）
  - 円滑化・手続
  - 法令順守・監視

（地域組織）

- **地域税関分析所（RCL）**
  関税中央分析所（日本）他
  世界4ヶ所
- **キャパシティビルディング地域事務所（ROCB）**
  バンコク他世界6ヶ所
- **地域研修センター（RTC）**
  税関研修所（日本）他
  世界28ヶ所
- **地域情報連絡事務所（RILO）**
  ソウル他世界11ヶ所

WCO事務局職員は224名
（日本は、御厨事務総局長を含め、ブリュッセルの事務局に10名を派遣。そのほか、バンコクに2名、ソウルに1名の職員を派遣）

WCO（世界税関機構）の主な活動

HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の管理

○ HS（Harmonized System）条約及びHS条約の附属書である、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表の改定、策定等を行っている。 HS条約は1988年1月発効。157か国及びEUが締約（2019年9月現在）。HSコードを使用している国・地域は未締約国を含み計200以上で、世界中の貿易にとってHSコードは不可欠なもの。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）の管理

○ 各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより、貿易コスト削減、通関手続の予見性向上、ひいては国際貿易の円滑な発展を図ることを目的とした条約。1973年に京都でのWCO総会で採択された京都規約を更新、改正。2006年2月発効。締約国は119か国及びEU（2019年9月現在）。

国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO SAFE「基準の枠組み」

○ 2001年の米国同時多発テロ以降、税関当局が、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるために実施すべき方策を検討、基準としてとりまとめたもの。2005年6月採択。その後、安全管理と法令遵守の体制が整備された事業者（AEO：認定事業者）に関するガイドラインを追加。169か国・地域が実施の意図を表明（2019年9月現在）。

密輸対策・テロ対策の推進

○ 不正薬物、知的財産侵害物品、テロ関連物品等に対する施策の共有などを通じ、各国税関当局の取組みの強化を推進。

技術協力（キャパシティビルディング）の推進

○ 知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを推進。